

旧交代寄合知久家の明治維新

— 喬木村歴史民俗資料館所蔵「知久家文書」の検討を中心に —

藤井明広

はじめに

本稿では、長野県下伊那郡喬木村歴史民俗資料館所蔵の「知久家文書」を主な検討素材とし、明治維新後における旧旗本家（交代寄合）の動向についてその実態を検討するものである。¹⁾

交代寄合とは、知行高一万石未満の旗本でありながら老中支配に属し、参勤交代を義務づけられた者である。領地に陣屋を構えて居住し、江戸には江戸詰の家臣が常駐していた。その出自は、大名家の名跡を継いだ家、大名の分知により取り立てられた家、前代以来土着の旧家を取り立てた家などである。²⁾ 本稿で検討対象とする知久家は交代寄合「信濃衆」（ほかに小笠原家・座光寺家）に属する旧家で、近世を通じて信濃国下伊那郡阿島村（明治八年（一八七五）一月、富田村・加々須村・小川村・伊久間村と合併し、「喬木村阿島区」となる）の陣屋に居住し、三〇〇〇石（内三〇〇〇石を分家が知行）を領した。また、歴代を通して幕府要職に就くことは無かったが、浪合・帯川・心川・小野川の四つの関所を守衛する任務を与えられていた。では、以下本稿に関わる先行研究を確認したい。

維新时期における交代寄合をも含む旗本層については、武士の最終的解体である秩禄処分研究を通してその解体過程が概括的に明らかにされてきた。³⁾ 近年では、三野行徳氏が旗本「家」（旗本家・家臣団・知行所の総体）の解体過程および最末期の旗本家臣団の基礎構造や石高ごとの特徴を統計的に分析している。その結果、東京における領主権解体の過程および石高に応じた家臣団規模や家臣団構成の傾向（三〇〇〇石以上は累代家臣、三〇〇〇石未満は初代中心に家臣団を形成）などについて俯瞰的に実態を明らかにして

いる。⁽⁴⁾また、奥田晴樹氏は直轄県との関わりに留意しつつ、「旗本領」の解体過程を旧幕臣に対する禄制の実態をも含めて精緻に分析し、旧旗本領が必ずしも直轄的に直轄府県へ組み込まれない事例がある事などを明らかにしている。⁽⁵⁾ところが、こうした成果の一方で、明治維新によって旗本「家」及び「旗本領」が如何に解体されたのかについては、研究の蓄積が乏しく、未だ具体的な旗本家の事例に沿った検討が必要であると言わざるを得ない。⁽⁶⁾さらに、本稿で検討を行う維新期の交代寄合研究について概観すると、主に高木家、⁽⁷⁾近藤家、⁽⁸⁾新田岩松家を事例として、その近世領主としての解体過程を検討しているが数えるのみである。とりわけ、豊富な史料群が現存する美濃衆・高木家の検討が交代寄合研究の大半を占め、限られた家の検討に留まっている。⁽¹⁰⁾全国に三〇家余もの交代寄合が点在していた事を考えれば、依然として高木家以外を検討対象とした個別事例の蓄積が求められよう。⁽¹¹⁾また、幕末～秩禄処分直後における旗本家および旗本家臣団の動向については関心が向けられるが、秩禄処分（明治九年（一八七六）以降における旧旗本家の動向についての研究は管見の限り極めて少ない。⁽¹²⁾明治・大正期における旧藩主（大名・華族家）と旧臣・地域社会との関係を追究する「旧藩社会」⁽¹³⁾の研究蓄積とは対照的な状況であろう。こうした研究を通しては、実業家等として地域社会に影響力を持つ旧藩主家の動向や旧藩士それぞれの立場（旧藩内での階層、「在京」と「在野」、「在官」と「在野」など）を踏まえた「君臣関係」⁽¹⁵⁾の動向、「地域社会」との関係、⁽¹⁶⁾について明らかにされている。旗本でありながら在地に居住して参勤交代を行い、小規模ながら大名家と同様の家臣団の職制を持ったとされる「交代寄合」についても、明治維新後の動向やその特質について明らかにする必要があるろう。

以下、本稿では先行研究を踏まえて、①明治維新に際して交代寄合知久家はどうのような動向を示したのか、②明治・大正期において知久家と旧臣および旧領民はどのような関わりを持ったのか、について明らかにしたい。また、本稿の前提となる知久家家臣団の構造や領民の動向についても、その基礎的な事項について明らかにしたい。

第一節 知久家の明治維新

本節では、明治維新後の知久家の動向について検討を行いたい。

(一) 知久家の恭順

慶応四年（一八六八）正月三日、京都鳥羽伏見において戦端が開かれた。戊辰戦争の勃発である。本項では、慶応四年（一八六八）から明治二年（一八六九）一二月の禄制改革時までの知久家の動向について確認したい。

知久家においては慶応四年（一八六八）三月、新政府の召に応じて阿島知久家第一代当主・知久頼謙が上洛、いち早く新政府への恭順の意を示す。帰順後の動向について次の史料を確認したい。⁽¹⁸⁾

【史料一】

信州伊那郡阿島

知久左衛門五郎願 弁事宛 ○高三千石

今般王政御一新被仰出候二付、朝命ノ趣謹テ遵法仕候、殊ニ私系譜ノ儀ハ別記ノ通清和源氏六孫王経基ヨリ顯然トシテ累代永続仕、且又中興尹良親王ノ御由諸モ有之候二付、別テ勤 王ノ儀、從來家来共ヘモ精々教諭仕来候処、尚更 朝命ノ趣弥以遵奉仕度赤心ニ罷在、已ニ先般鎮撫御総督岩倉殿ヘ大垣表迄家来ヲ以奉伺御機嫌、且在所ヨリ人数差出御供為仕度段重役共ヘ申付置、尚又信州伊那郡浪合・帯川・心川・小野川四ヶ所関門、以来従 朝廷改被立置候御関所ト相心得、嚴重ニ守衛可仕旨御総督様ヨリ御沙汰ノ儀モ御坐候二付、是又人撰加番等申付置、私儀ハ中津川宿御本陣ニ於テ自身御機嫌相伺、夫ヨリ為伺 天機、上京仕罷在候処、在所表ヨリ申越候ハ御総督様御発行ニ付、以重役於塩尻宿奉伺御用向願書差上、尚又諏訪表御本陣ヘ人数拾七召連重役罷出御供仕度段、精々奉懇願候処、前件四口御関所手厚ニ守衛仕候上ハ、人数差出候ニ不及旨蒙仰候二付、御沙汰ニ随人数召連歸邑仕、別段人撰ノ上猶又加番差出、一際嚴重警衛仕御儀御坐候、全体急速上京可仕ノ処、病氣ニ罷在心外遅引仕候段奉恐入候、実以小身微力ノ私不行届ノ儀ニハ御坐候ヘ共、身分相応ノ御奉公可仕、且尹良親王御陵今般相改御造宮被仰付并御霊社御修復等仕度奉存候、此段御採用宜御執奏奉願上候、誠恐誠惶謹言 元年三月十三日

(朱書)

「被聞食追テ何分ノ儀可被仰出候二付、差控可罷居候事」

慶応四年（一八六八）（明治元年）三月一三日付で知久頼謙より新政府の弁事に対して提出された文書である。右の史料からは、次のことがわかる。すなわち、①清和源氏に連なるとする「別記の系譜」（知久家の出自については、明治維新後は諏訪（神）氏一

族を称するなど諸説ある)を提示するとともに、南朝の皇族である尹良親王との「御由緒」⁽¹⁹⁾を強調、②東山道鎮撫総督岩倉具定へ家来をもつて「伺御機嫌」し、「在所ヨリ人数差出御供為仕度」と願ひ出を行うことや「別段人撰ノ上猶又加番差出、一際厳重警衛仕御儀御坐候」と浪川・帯川・心川・小野川関所を「手厚ニ守衛」する等、新政府への積極的な協力姿勢を示している、③さらには「尹良親王御陵今般相改御造宮被仰付并御霊社御修復等仕度奉存候」と、「御陵」の造営・「御霊社」の修復を願ひ出る、など新政府内での自家の立ち位置を模索していた。⁽²⁰⁾その後、慶応四年(一八六八)五月には、太政官より高三〇〇〇石を本領安堵され、新たな身分である「中大夫」に任ぜられている。そして明治二年(一八六九)一月には、「中下大夫上士以下之称被廢、都テ士族及卒ト称禄制被相定候、爾後各其地方官ニ於テ可為貫属旨被 仰出候条、篤ト 御主意ヲ奉体シ銘々分ヲ守リ其職ヲ可尽候事」と中大夫が廢止されると、「士族」(伊那県貫属)に列せられ、同時に「知行所一同土地被 仰付総テ粟米ヲ以賜候事」と、家禄一〇五石を下賜されている。新政府へ早期に帰順し、「同席ヨリハ多端之公用」⁽²¹⁾を勤め、金一八五〇両もの借財(「公務借財之分」)⁽²²⁾を抱えたとされる知久家であったが、この禄制改革によって、知行所を失い、禄高を大幅に削減されることになる。

(二) 知久家の困窮

本項では、明治期における知久家家政の出来事を記録した「緊要記事」⁽²³⁾の記載を中心に、明治維新後の知久家の動向についてみていきたい。

明治二年(一八六九)一二月の禄制改革により「士族」となった知久家であったが、明治四年(一八七二)九月、「朝恩之万分一毛奉報度志願ニ御座候処、生来愚昧ニシテ報効モ無御座、方今之御時節從食罷在候旨、実以恐縮痛心之儀ニ御座候」と伊那県へ帰農願を提出。明治五年(一八七二)正月には家禄を奉還し、「家禄百五十石半高三ヶ年分」⁽²⁴⁾を下賜された上で、「平民」の籍に入っている。⁽²⁵⁾しかしながら、明治二八年(一八九五)には「其後卒士族平民ノ区別ヲ立テ戸籍又ハ公文書ニ族籍ヲ明記スルノ制アルニ及シテハ、人情又人爵ヲ貴トフノ風起リタリ」と、⁽²⁶⁾「平民」から「士族」への復籍を願ひ出て、翌明治二九年(一八九六)三月に承認されている。では、「平民」としての知久家の生活および経済状況は如何なるものであったのだろうか。「緊要記事」の序文ともいべき記載には、明治維新後の知久家について、次のように述べている。⁽²⁸⁾

【史料二】

水火ノ災禍ニ罹リテ究困衰頹ノ難ヲ免カル、モノ甚タ鮮ナシ、然レトモ其難ニ当リ予シメ之レニ敵スルノ道ヲ講シ、能ク之レヲ措置スルコトアラハ、仮令前状ヲ維持スル能ハサルトモ、衰頹ノ愁ヒヲ免カレサルニハ非ス、知久家ノ衰頹ハ明治ノ政変ニ基ヒシ、其難ヲ蒙ムル水火ヨリモ甚タシ、然シテ之レヲ所スル宜シキヲ得ス、之レヲ支持セント欲シテ、却テ難境ニ陥ルハ、猶水火ヲ防クモノ手足ヲ焦爛シ、身渦中ニ投スルカコトシ、慨嘆ニ堪エヘケンヤ、明治ノ始メニ方リ廣大ノ殿宇ヨリ動産物ヲ売却セラレ、十九年以後ニ及ンテハ、汁器宝物悉ク奸商等ノ手中ニ帰シ、其極父子両君東西ニ離隔シテ生計ヲ営マルノ悲境ニ隔リタリ

(後略)

右の史料からは、「知久家ノ衰頹ハ明治ノ政変ニ基」と知久家の経済的困窮が明治維新を契機としている事が明記されている。こうした知久家の経済的困窮の背景には、明治二年（一八六九）一二月の禄制改革の影響は勿論、帰農後に旧臣と始めた製糸会社（「生糸製造之器械ヲ設立シテ、家来共組合ヲ結」⁽²⁹⁾）の倒産があった。では、明治一八年（一八八五）の製糸会社倒産後の知久家ついて次の史料を確認したい。⁽³⁰⁾

【史料三】

(前略) 終二十八年之冬、製糸瓦解と相成無余義他借弁償等、拙者ヲ始社員一同所有地ヲ始、家財ニ至売却シテ漸ク事穩ニ債主共へ処置相付候処、追々時勢之変転人情道德者疎ク相成而已ナラス、資産離候故妻子供等之養育方□□ニ大造困難不一ト形、依而一決仕国元者悴一人墓守旁差置、私始家内六人連、廿年四月上京仕、且第一家内義四谷伊藤家江折入テ歎訴、当主祐婦殿ニモ其情ヲ御察被下、家内之義者月々小遣として金五円宛御恵被下、私義ハ見込モ□□レン故、昼夜奔走心勞シテ今日活路ヲ漸ク稼候処、何モ家内多く如何共不行届、已ニ前年ヨリシテ芝区役場へ雇入之処、是迎六ヶ月内□□ニシテ、□□右ヨリ徒食シテ何分困難真ニ寢食モ不安堵□□、尚此上伊東家江取纏モ道ニアラス、殊当惑至ヨリ無余義不顧懇願、当 亀井君奥方ハ家内共姉妹□□続ニ有之、尤其一段者尊慮ニ從ヒ置何卒私之歎願目下京橋区御所有地之差配人虧役之由伝承仕候間、不苦候ハバ、事情御明量被下置深尊慮ヲ被為案、差配ナリ被仰付方御周旋之程、只管奉懇願候、頓首百拜

当節牛込市ヶ谷左内坂町貳番地ニ寄留

知久頼謙印

明治廿四年十一月

亀井茲明様

御家令中

右の史料は、知久頼謙が妻の姉妹の嫁ぎ先である旧津和野藩の当主亀井茲明を訪ねて職の斡旋を願った際の「懇願書」である。本史料からは、次のことが確認できる。すなわち、①明治一八年（一八八五）、恐慌に遭い製糸会社が倒産した頼謙は、借財返済のために家財を売却。明治二〇年（一八八七）には、嫡子頼温を喬木村に残し（「国元者忤一人墓守旁差置」）、家族を連れて東京へ移住することになる、②東京へ赴いた頼謙は、妻の実家である旧飢肥藩主伊東祐焯に経済的困窮を「歎訴」。その結果、月々五円の援助を取り付ける、③頼謙は一時東京府芝区に雇われて働くも、六か月の期限付きであった。その後も経済的困窮は解消されなかったとみえ、明治二四年（一八九一）一月には、前述の通り親戚である亀井家に職の斡旋を「懇願」している、という事がわかる。なお、【表1-1】は知久頼謙、【表1-2】は頼謙の妻・瑛（二八五一〜一九一五／日向国飢肥藩主伊東祐相二女）の文久二年（一八六二）時における親戚関係の一覧である。⁽³¹⁾ 知久頼謙の祖父頼行（阿島知久家第九代当主）、父頼匡（阿島知久家第一〇代当主）はいずれも水戸藩連枝の藩からの婿養子であり、妻・瑛の実家飢肥藩の親戚関係をも含めて考えるならば、交代寄合知久家は数多くの大名家、大名家家老（紀州藩・水戸藩）、高家、交代寄合などと親戚関係にあったことが指摘できる。⁽³²⁾ その後、明治二五年（一八九二）三月には、知久頼謙の嫡子である頼温が病死してしまふ。⁽³³⁾

【史料四】

明治二十五年

萬松君逝去

君カ疾ヒニ罹ラレシハ去年四五月ノ頃ニシテ、初メハ感冒ヨリ漸喘息症トナリタレ共、治療ノ効ニテ今年一月ニ及ンテ回復ノ徴ヲ現ハシタリ、然ルニ二月ニ至ツテ再タヒ感冒ニ罹□□ヲ遂ツテ咳嗽ヲ起シ、若シ治療ヲ懈タルトキハ大患ニ陥ルモ計リ難キニ至ル、於是長谷川三友治療ニ力ヲ尽シ、主治医湯浅豊五郎氏ヲ始メ、熊谷先一、塚本良忠、松井享、滝澤清顕、諸氏ヲシテ立会ノ治療ヲ施コサシメ、側ハラ遠近ノ篤志者ニ説キテ治療ノ資ヲ納呈セシムル等、周旋甚タ勉メタリ、深谷きん、小林ふさモ亦、

【表1-1】知久頼謙の親類一覧（文久2年（1862）、瑳輿入れ当時）

| No. | 続柄 | 藩・役職等 | 名前 | 備考 |
|-----|-------|----------|--------------|--------------------------------|
| 1 | 父方伯父 | 御書院番 | 椿井庚次郎 | 知久静衛介（頼匡）弟 |
| 2 | 父方伯父 | 常陸府中藩主 | 松平播磨守（頼繩） | 知久静衛介（頼匡）兄 |
| 3 | 父方伯父 | ？ | 松平善吉 | 松平播磨守（頼繩）弟 |
| 4 | 父方伯父 | 高家 | 有馬兵部大輔（広衆） | 松平播磨守（頼繩）弟 |
| 5 | 父方伯父 | 丹波山家藩主 | 谷大膳亮（衛滋） | 松平播磨守（頼繩）弟 |
| 6 | 父方伯母 | - | 妻木源三郎妻 | 知久静衛介（頼匡）妹、御使番妻 |
| 7 | 父方伯母 | - | 松平大学頭（頼升）室 | 松平播磨守（頼繩）妹、守山藩主妻 |
| 8 | 父方伯母 | - | （松平播磨守方ニ有之） | 松平播磨守（頼繩）妹 |
| 9 | 父方伯母 | - | （願入寺信順院室） | 常陸国岩船住、松平播磨守（頼繩）妹 |
| 10 | 父方伯母 | - | （鈴木石見守妻） | 水戸藩家老妻 |
| 11 | 父方従弟 | - | 松平勇次郎（のちに頼策） | 松平播磨守惣領 |
| 12 | 父方従弟 | - | 松平掃部頭 | 松平大学頭惣領 |
| 13 | 父方従弟 | - | 有馬鎬吉郎 | 有馬兵部大輔惣領 |
| 14 | 父方従弟 | 水戸藩家老 | 中山備前守 | 松平播磨守甥 |
| 15 | 父方従弟 | - | 順教院 | 願入寺信順院惣領 |
| 16 | 父方従弟 | - | 二位 | 願入寺信順院二男 |
| 17 | 父方従弟 | 交代寄合 | 本堂内膳 | 本堂親久（1830～1895）妻が常陸府中藩主松平頼説娘 |
| 18 | 父方従弟女 | - | （妻木源三郎娘） | 御使番娘 |
| 19 | 父方従弟女 | - | （武田大膳大夫室） | 願入寺信順院娘 |
| 20 | 父方従弟女 | - | （鈴木石見守娘） | 水戸藩家老娘 |
| 21 | 母方叔父 | 中奥御小姓 | 曲淵和泉守 | 黒田伊勢守大伯父 |
| 22 | 母方叔父 | - | 黒田主水 | 黒田伊勢守大伯父、「伊勢守方有之候」 |
| 23 | 母方叔父 | 御書院番 | 神田主馬 | 黒田伊勢守大伯父 |
| 24 | 母方叔母 | 黒田伊勢守大叔母 | （黒田伊勢守方ニ有之候） | |
| 25 | 母方叔母 | - | （三井孫十郎妻） | 紀州藩家老妻 |
| 26 | 母方従弟 | - | 曲淵鑑之助 | 曲淵和泉守惣領 |
| 27 | 母方従弟 | - | 曲淵謹爾 | 曲淵和泉守次男 |
| 28 | 母方従弟 | - | 三井仁 | 三井孫十郎惣領 |
| 29 | 母方従弟 | - | 三井由之介 | 三井孫十郎次男 |
| 30 | 母方従弟女 | - | （曲淵和泉守娘2人） | |
| 31 | 母方従弟女 | - | （三井孫十郎娘3人） | |
| 32 | 母方従弟女 | - | （神田主馬娘） | |
| 33 | 末家 | 大御番 | 知久権九郎 | |
| 34 | 親類間柄 | 陸奥守山藩主 | 松平大学頭 | 阿島知久家10代当主、知久頼匡の実家 |
| 35 | 親類間柄 | 三河西尾藩主 | 松平和泉守 | |
| 36 | 親類間柄 | （小田原藩カ） | 大久保準之助 | |
| 37 | 親類間柄 | 上総久留里藩主 | 黒田伊勢守 | |
| 38 | 親類間柄 | 出羽羽崎藩主 | 佐竹彦岐守 | |
| 39 | 親類間柄 | 越前勝山藩主 | 小笠原左衛門佐 | |
| 40 | 親類間柄 | 備中松山藩主 | 板倉周防守 | |
| 41 | 親類間柄 | 美濃岩村藩主 | 松平誠之助 | |
| 42 | 親類間柄 | 豊前小倉新田藩主 | 小笠原近江守 | |
| 43 | 親類間柄 | 陸奥黒石藩主 | 津軽式部少輔 | |
| 44 | 親類間柄 | 高家 | 由良播磨守 | 由良貞靖（1785～1869）が陸奥守山藩主松平頼亮の五男。 |
| 45 | 親類間柄 | 御使番 | 妻木源三郎 | |
| 46 | 親類間柄 | 旗本 | 菅沼直七郎 | |
| 47 | 親類間柄 | ？ | 大嶋帯刀 | |
| 48 | 親類間柄 | 交代寄合 | 高木修理 | 美濃衆西高木家 |
| 49 | 親類間柄 | 旗本 | 大久保兵庫 | |
| 50 | 親類間柄 | 旗本 | 岡部土佐守 | |
| 51 | 親類間柄 | 交代寄合 | 座光寺右京 | |
| 52 | 親類間柄 | 交代寄合 | 小笠原兵庫介 | |
| 53 | 親類間柄 | ？ | 小林半右衛門 | |
| 54 | 親類間柄 | 旗本カ | 矢橋子之太郎 | |
| 55 | 親類間柄 | 旗本 | 鍋島内匠 | |
| 56 | 親類間柄 | ？ | 山田佐渡守 | |
| 57 | 親類間柄 | ？ | 小笠原三之丞 | |

出典：知久家文書41-69「頼謙公御縁組爲御取替留」（喬木村歴史民俗資料館所蔵）より作成。

【表1-2】知久頼謙妻・瑳の親類一覧（文久2年（1862）、瑳輿入れ当時）

| No. | 藩名 | 石高 | 名前 | 備考 |
|-----|----------------|-----------|---------|-------|
| 1 | 日向飢肥藩 | (5万1000石) | 伊東修理大夫 | 実家父 |
| 2 | 安芸広島藩 | 42万6000石余 | 松平安芸守 | 実母方従弟 |
| 3 | 肥前佐賀藩 | 35万7000石 | 松平肥前守 | |
| 4 | 筑後久留米藩 | 21万石 | 有馬中務大輔 | |
| 5 | 奥州盛岡藩 | 20万石 | 南部美濃守 | |
| 6 | 播州姫路藩 | 15万石 | 酒井雅樂頭 | |
| 7 | 羽州米沢藩 | 15万石 | 上杉弾正大弼 | |
| 8 | 奥州二本松藩 | 10万700石 | 丹羽左京大夫 | |
| 9 | 加州大聖寺藩 | 10万石 | 松平飛騨守 | |
| 10 | 豊後岡藩 | 7万440石余 | 中川修理大夫 | |
| 11 | 若狭小浜藩 | 10万3558石余 | 酒井若狭守 | |
| 12 | 常州笠間藩 | 8万石 | 牧野越中守 | |
| 13 | 参州吉田藩 | 7万石 | 松平伊豆守 | |
| 14 | 上州高崎藩 | 8万2000石 | 松平恭三郎 | |
| 15 | 下野宇都宮藩 | 7万7850石 | 戸田山城守 | |
| 16 | 讃岐丸亀藩 | 5万1512石余 | 京極佐渡守 | |
| 17 | 豊前臼杵藩 | 5万60石余 | 稲葉伊予守 | |
| 18 | 越後新発田藩 | 5万石 | 溝口主膳正 | |
| 19 | 越前鯖江藩 | 5万石 | 間部下総守 | |
| 20 | 羽州山形藩 | 5万石 | 水野左近将監 | |
| 21 | 勢州久居藩 | 5万3000石 | 藤堂佐渡守 | |
| 22 | 上州館林藩 | 6万石 | 秋元但馬守 | |
| 23 | 常州土浦藩 | 9万5000石 | 土屋采女正 | |
| 24 | 奥州棚倉藩 | 6万400石 | 松平周防守 | |
| 25 | 石州津和野藩 | 4万3000石 | 亀井隠岐守 | |
| 26 | 摂州三田藩 | 3万6000石 | 九鬼長門守 | |
| 27 | 播州赤穂藩 | 2万石 | 森越中守 | |
| 28 | 駿州沼津藩 | 5万石 | 水野出羽守 | |
| 29 | 下総結城藩 | 1万8000石 | 水野日向守 | |
| 30 | 越後国村上藩 | 5万90石余 | 内藤紀伊守 | |
| 31 | 美作勝山藩 | 3万3000石 | 三浦麟之助 | |
| 32 | 下総壬生藩 | 3万石 | 鳥居丹波守 | |
| 33 | 但馬出石藩 | 3万石 | 仙石讃岐守 | |
| 34 | 安芸広島新田藩 | 3万石 | 松平近江守 | |
| 35 | 肥前小城藩 | 7万3250石余 | 鍋島加賀守 | |
| 36 | 肥前蓮池藩 | 5万2600石余 | 鍋島甲斐守 | |
| 37 | 肥前広島藩 | 2万石 | 鍋島熊次郎 | |
| 38 | 越前勝山藩 | 2万2700石 | 小笠原左衛門佐 | |
| 39 | 近江大溝藩 | 2万石余 | 分部若狭守 | |
| 40 | 肥後人吉藩 | 2万2000石余 | 相良越前守 | |
| 41 | 上総大多喜藩 | 2万石 | 松平織部正 | |
| 42 | 越後村松藩 | 3万石 | 堀丹波守 | |
| 43 | 常州麻生藩 | 1万石 | 新庄駿河守 | |
| 44 | 播州小野藩 | 1万石 | 一柳土佐守 | |
| 45 | 信州飯田藩 | 1万7000石 | 堀石見守 | |
| 46 | 越後椎谷藩 | 1万石 | 堀和泉守 | |
| 47 | 丹波綾部藩 | 1万9500石 | 九鬼式部少輔 | |
| 48 | 長門清末藩 | 1万石 | 毛利讃岐守 | |
| 49 | 奥州七戸藩 | 1万石 | 南部丹波守 | |
| 50 | 濃州八幡藩 | 4万8000石 | 青山大膳亮 | |
| 51 | 下野佐野藩 | 1万6000石 | 堀田摂津守 | |
| 52 | 駿州田中藩 | 4万石 | 本多伯耆守 | |
| 53 | 三州田原藩 | 1万2000石余 | 三宅備前守 | |
| 54 | 常陸志筑 (交代寄合) | 80石 | 本堂内膳 | |

出典：知久家文書41-69「頼謙公御縁組為御取替留」（喬木村歴史民俗資料館所蔵）より作成。

看護ニ怠タラサリシニ命数ノ尽ル所、医薬効ヲ奏セス、衰弱日々ニ加ハリ、三月廿日午前四時遠逝セラレタリ、嗚呼知久家困難ノ悲境ニ陥ル而已ナラス、今又正嫡ノ君ヲ失ナフ、天何ソ知久氏ニ災ヒスルヤ

すなわち、明治二四年（一八九一）四々五月頃より初めは「寒冒」に罹るも、翌二五年（一八九二）一月に回復の兆しがあった。ところが、二月に至って再び「寒冒」に罹り咳嗽を起こす。その後、治療の甲斐なく三月二〇日死去することになる。³⁴ 頼温の治療にあたっては阿島村の旧年寄である長谷川三友（半七）³⁵が「遠近ノ篤志者ニ説キテ療養ノ資ヲ納呈セシムル等、周旋甚タ勉メタリ」と、知久家を支えた。³⁶「緊要記事」の筆者は「嗚呼知久家困難悲境ニ陥ル而已ナラス、今又正嫡ノ君ヲ失ナフ、天何ソ知久氏ニ災ヒスルヤ」と嘆いている。また、明治維新に際しては、いち早く新政府への帰順を表明する等、変革の時代を生きた知久頼謙が、明治三〇年（一八九七）五月に病死してしまふ。³⁸

【史料五】

頼謙君逝去

君曩ニ家事大改革ニ因リテ動産不動産共ニ売却ノ後ハ、坐食スレハ山モ空クスルノ諺ノ如ク、生活ノ困ナルニ尚依然トシテ此地ニ住スルヨリモ、寧ロ出京シテ職業ヲ求ムルニ如カストナシ、若干ノ資本ヲ携ヘテ、十九年八月出京セラレタレ共、其目的トスル所意ノ如クナラス、既ニシテ奸商等誘惑ニ罹ラレ、嚮ニ萬松君（※頼温）ノ為ニ遺サレタル衣服等も持出サレテ、之レ亦忽チ消滅シ、倍々困難ニ陥リタリ、此際於嗟様幼時習熟セラレタル手芸ト伊東家ヨリ扶助トニヨリテ生計ヲ営マレタリ、二十八年夏ノ頃ヨリ頼謙君胃痛病ヲ発セラレ、姑息ノ治療ヲ施コサレシニ、翌十九年八月ヨリ一層重キヲ加ヘ、此年一月ヨリ日二月ニ衰弱ニ傾ムキ、五月二日、遂ニ逝去セラレタリ、具詳カナルハ別ニ記スルモノアレハ此ニ略ス

右の史料からは次のことが確認できる。すなわち、明治維新後の頼謙は家財を売却するのみならず、自ら東京へ赴き、職を探すなど資金調達に奔走。頼温が病死した後の家計は、頼謙の妻・瑳とその実家である旧飫肥藩伊東家よりの扶助に頼っていた。そうしたところ、頼謙は明治二八年（一八九五）夏頃に「胃痛」を發し、翌明治二九年（一八九六）八、九月になると更に症状は重くなる。さらに明治三〇年（一八九七）一月頃より衰弱し始め、五月二日に病死することとなる。頼謙とその嫡子頼温を失った知久家は、直系男子の後継者が不在となる。なお、知久家相続に関する動向については、後述したい。

以上、いち早く新政府に恭順の意を示した知久家であったが、「知久家ノ衰頽ハ明治ノ政変ニ基」と評されるように、明治維新は

知久家衰退の契機となった。明治初年より家財の売却が始まり、知久家当主頼謙自らが資金調達に奔走することとなったのである。では、こうした知久家に対して、旧臣・旧領民はどのような動向を示したのだろうか。

第二節 明治期における知久家再興と旧臣・旧領民

(一) 知久家家臣団・領民

本項では、明治初年における知久家と家臣団および領民との関わりについて検討を行いたい。

① 知久家家臣団

【表2-1】および【表2-2】は、管見の限り確認できる知久家「分限帳」の一覧である。知久家家臣団は「家老・物頭・側用人・表用人・番頭・近習・中小姓・寄合席・従士・遠侍・小頭・坊主格・足輕・中間」等の職制により構成されていたことが確認できる。また、家臣の数については、近世を通じて家老・中間まで一〇〇名以上の家臣によって家臣団が構成されていた。なお、明治三年（一八七〇）には、「在所詰之もの取調」に行き届かない点があるとしながらも総員一一一名と新政府へ申告しているのが確認できる。また、【表3】は家臣の家筋をまとめたものである。すなわち、知久家家臣は「渡り用人」などの一時的な雇い人によってその多くが占められる構造ではなく、大半の家臣が代々知久家に仕える家柄の者によって構成されていた事が指摘できる。明治期には「阿島藩」⁽⁴⁰⁾と称されている事からも、知久家は大名家のように整えられた家臣団によって支えられていたといえる。

こうした家臣団の維持も次第に難しくなる。すなわち、新政府への帰順以来、莫大な出費を重ねてきた知久家であったが、知行所への洪水被害や明治元年（一八六八）一〇月の東京定府命令によって更に出費が増加する事態となるのである。明治二年（一八六九）三月には、頼謙より家臣に対して次のような指示が伝達されている。⁽⁴¹⁾

【史料六】

昨春より莫大之失費相成実は無挾義必死と差詰り、殊ニ昨年両度之洪水ニ而不容易損毛之上、川除其外夥敷入用相嵩必死と窮□、⁽⁴²⁾
 実以仕仕方ニ当惑罷在候得共、尚上京之上何分之御用被仰付候も難計、且何如様之非常可有之哉、何分入費迂目当無之、仍而当
 冬ニ至り入途相分り候上可申聞、家中下々ニ於而も活計方差支之義ハ推察深歎息致し候得共、実ニ無挾義ニ付、格別之存寄ヲ以、

旧交代寄合知久家の明治維新

【表2-1】宝暦12年(1762)、知久家家臣一覧

| No. | 役職名 | 禄高 | 名前 | 備考 |
|-----|-------------------------------|------------|---------|--------------------------------|
| 1 | 老職 | 5人扶持・20石 | 知久次郎左衛門 | 父・次郎左衛門 |
| 2 | 老職 | 2人扶持・20石 | 小林八郎 | 父・太□右衛門、養子團藏 |
| 3 | 無役 | 3人扶持・12石 | 虎岩新左衛門 | 父・弾右衛門、「本高五人扶持・貳拾石也、当時無役、仍而如此」 |
| 4 | 用人 | 3人扶持・11石 | 佐久間清左衛門 | 父・左仲 |
| 5 | 用人 | 2人扶持・6石 | 知久宗助 | 知久次郎左衛門嫡子 |
| 6 | (無記載) | 2人扶持・11石 | 吉沢勘平 | 吉沢唯左衛門嫡子 |
| 7 | (無記載) | 1人扶持・11石 | 吉沢唯左衛門 | |
| 8 | 番頭 | 2人扶持・8石 | 白子市兵衛 | 父・市左衛門 |
| 9 | 番頭 | 2人扶持・7石 | 遠山十郎兵衛 | |
| 10 | 目付 | 2人扶持・8石 | 松永平次郎 | 養父・又左衛門 |
| 11 | 目付 | 2人扶持・7石 | 宇佐美三平 | |
| 12 | 代官中小姓 | 2人扶持・7石5斗 | 矢澤金兵衛 | 父・宗右衛門 |
| 13 | 代官中小姓 | 2人扶持・7石 | 後藤九左衛門 | 父・九左衛門 |
| 14 | 賄方中小姓 | 2人扶持・6石5斗 | 原勝右衛門 | 父・丈右衛門後了三 |
| 15 | 賄方近習 | 2人扶持・6石5斗 | 今中儀兵衛 | 父・儀兵衛後久庵 |
| 16 | 賄方近習 | 2人扶持・6石 | 山口長五右衛門 | 父・源左衛門後松庵 |
| 17 | 近習・番頭格 | 2人扶持・6石 | 知久團藏 | 養父・六郎左衛門 |
| 18 | 近習 | 2人扶持・5石 | 奥平兵馬 | 養父・文右衛門 |
| 19 | 近習 | 1人扶持・8斗 | 佐久間源吾 | 佐久間清左衛門嫡子 |
| 20 | 中小姓 | 1人扶持・8斗 | 遠山十次郎 | (遠山十郎兵衛嫡子) |
| 21 | 中小姓 | 2人扶持・8斗 | 奥山文三郎 | 祖父・角之丞嫡孫 |
| 22 | 中小姓 | 1人扶持・8斗 | 長沼五百蔵 | 養□・六郎兵衛 |
| 23 | 徒士目付 | 2人扶持・5石5斗 | 原源右衛門 | 父・儀左衛門 |
| 24 | 徒士 | 2人扶持・3石6斗 | 今井幸八 | 祖父・久左衛門嫡孫 |
| 25 | 徒士 | 2人扶持・8斗 | 市瀬丈助 | 父・和助、「本高五石貳斗也、家督幼若仍テ如此」 |
| 26 | 徒士 | 1人扶持・8斗 | 山口儀右衛門 | (山口長五右衛門嫡子) |
| 27 | 徒士 | 1人扶持・8斗 | 矢澤次右衛門 | |
| 28 | 徒士 | 1人半扶持・4石6斗 | 大嶋甚右衛門 | 父・清右衛門 |
| 29 | 徒士 | 1人扶持・2石8斗 | 小野多右衛門 | 養祖父・源兵衛、「本高六石也、家筋断絶中興也、仍テ如此」 |
| 30 | 遠侍 | 1人扶持・4石2斗 | 小澤新三郎 | |
| 31 | 遠侍 | (俵高15俵半) | 向田太兵衛 | |
| 32 | 遠侍 | 1人扶持・4石6斗 | 池田角兵衛 | |
| 33 | 遠侍 | 1人扶持・4石 | 下平與右衛門 | |
| 34 | 遠侍 | 1人扶持・4石6斗 | 山口清兵衛 | |
| 35 | 坊主格 | 1人扶持・8斗 | 山口富蔵 | (山口清兵衛嫡子) |
| 36 | 遠侍 | 1人扶持・4石1斗 | 市瀬半兵衛 | |
| 37 | 中間 | 1人扶持・4石1斗 | - | |
| 38 | 中間 | 1人扶持・4石1斗 | - | |
| 39 | 中間 | 1人扶持・4石1斗 | - | |
| 40 | (無記載) | 1人扶持・1石6斗 | 三太郎 | |
| 41 | 江戸門番 | 1人扶持・2石8斗 | - | |
| 42 | 内藤茂右衛門・ 矢澤治右衛門・ 松沢弥太郎附人 | 1人扶持・2石8斗 | - | |
| 43 | 内藤茂右衛門・ 矢澤治右衛門・ 松沢弥太郎附人 | 1人扶持・2石8斗 | - | |
| 44 | 四ヶ所御関所水夫 | 2石 | - | |
| 45 | 四ヶ所御関所水夫 | 2石 | - | |
| 46 | 四ヶ所御関所水夫 | 2石 | - | |
| 47 | 四ヶ所御関所水夫 | 2石 | - | |

出典：知久家文書39-15「知久家旧臣家系(文化~嘉永)」(喬木村歴史民俗資料館所蔵)より作成。

【表2-2】嘉永2年(1849)、知久家家臣一覽

| No. | 役職 | 扶持 | 名前 | 年齢 | 備考 |
|-----|-----|----------|-----------|----|----|
| 1 | 家老 | 5人扶持給12石 | 知久次郎左衛門秀幸 | 45 | |
| 2 | 物頭 | 4人扶持給15石 | 遠山三左衛門安純 | 51 | |
| 3 | 側用人 | 3人扶持12石 | 山口辰之助直能 | 41 | |
| 4 | 側用人 | 3人扶持12石 | 松岡庫一郎精喬 | 51 | |
| 5 | 側用人 | 3人扶持12石 | 矢澤定右衛門屋淑 | 59 | |
| 6 | 表用人 | 2人扶持10石 | 佐久間六左衛門満喬 | 49 | |
| 7 | 表用人 | 2人扶持10石 | 厩岩平左衛門時将 | 46 | |
| 8 | 表用人 | 2人扶持10石 | 原野八郎右衛門正明 | 46 | |
| 9 | 用人 | 2人扶持8石 | 小林太味右衛門永貞 | 53 | |
| 10 | 用人 | 2人扶持8石 | 後藤敵之助包政 | 25 | |
| 11 | 用人 | 2人扶持8石 | 松永翁太夫信厚 | 31 | |
| 12 | 番頭 | 2人扶持7石 | 田山甚六郎純富 | 56 | |
| 13 | 番頭 | 2人扶持7石 | 白子五平治義晁 | - | |
| 14 | 番頭 | 2人扶持7石 | 佐久間廉蔵栄精 | 32 | |
| 15 | 番頭 | 2人扶持7石 | 遠山大輔純忠 | 33 | |
| 16 | 番頭 | 2人扶持7石 | 矢澤東平精平 | 38 | |
| 17 | 番頭 | 2人扶持7石 | 松岡織衛精一 | 24 | |
| 18 | 近習 | 2人扶持6石 | 西川幸六定経 | 42 | |
| 19 | 近習 | 2人扶持6石 | 水野淀之助宗晁 | 27 | |
| 20 | 近習 | 2人扶持6石 | 吉岡健次宣智 | 50 | |
| 21 | 近習 | 2人扶持6石 | 柴田宗六宗央 | 37 | |
| 22 | 近習 | 2人扶持6石 | 山口太郎吉直温 | 19 | |
| 23 | 近習 | 2人扶持6石 | 本間恭輔 | 37 | |
| 24 | 近習 | 2人扶持6石 | 佐久間和四郎満誠 | 25 | |
| 25 | 近習 | 2人扶持6石 | 岡田幸右衛門春喜 | 62 | |
| 26 | 近習 | 2人扶持6石 | 片桐長九郎致眞 | - | |
| 27 | 近習 | 2人扶持6石 | 中津川文平智恒 | 46 | |
| 28 | 中小姓 | 2人扶持5石5斗 | 小林増蔵眞頭 | 25 | |
| 29 | 中小姓 | 2人扶持5石5斗 | 原祖七良安 | 48 | |
| 30 | 中小姓 | 2人扶持5石5斗 | 加藤東治郎寛忠 | 26 | |
| 31 | 中小姓 | 2人扶持5石5斗 | 林三右衛門正堯 | 44 | |
| 32 | 中小姓 | 2人扶持5石5斗 | 下平普右衛門定永 | 49 | |
| 33 | 中小姓 | 2人扶持5石5斗 | 深谷藤市郎政平 | 37 | |
| 34 | 中小姓 | 2人扶持5石5斗 | 生路純平重巽 | 37 | |
| 35 | 中小姓 | 2人扶持5石5斗 | 吉澤源太郎措定 | 26 | |
| 36 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 丸山九万蜂貞次 | 62 | |
| 37 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 窪田陸平友久 | 51 | |
| 38 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 栗沢俊平宣満 | 46 | |
| 39 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 林織太郎正聖 | 26 | |
| 40 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 市瀬弥平臺次 | 32 | |
| 41 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 東條逸郎平忠宣 | 50 | |
| 42 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 今中恭治郎貞廉 | 20 | |
| 43 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 大嶋録太郎為近 | 21 | |
| 44 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 黒川竹茲門 | 23 | |
| 45 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 岡田敦一郎春寧 | 23 | |
| 46 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 松澤鎮次郎政成 | 17 | |
| 47 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 知久健之助直勝 | 23 | |
| 48 | 寄合席 | 2人14石5斗 | 平取平盛征 | 27 | |
| 49 | 従士 | 2人扶持4石 | 村川恕輔宣貯 | 35 | |
| 50 | 従士 | 2人扶持4石 | 白子房次義□ | 38 | |
| 51 | 従士 | 2人扶持4石 | 中津川大三郎信祥 | 27 | |
| 52 | 従士 | 2人扶持4石 | 下平東太郎定良 | 21 | |

旧交代寄合知久家の明治維新

| No | 役職 | 扶持 | 名前 | 年齢 | 備考 |
|-----|------|----------|-----------|----|-----------------|
| 53 | 従士 | 2人扶持4石 | 厩岩直作時栄 | 40 | |
| 54 | 従士 | 2人扶持4石 | 市瀬治作治寛 | 24 | |
| 55 | 従士 | 2人扶持4石 | 丸山休三郎貞勝 | 21 | |
| 56 | 従士 | 2人扶持4石 | 栗沢□太郎宣欽 | 17 | |
| 57 | 遠侍 | 1人扶持4石 | 小沢半右衛門廣重 | 50 | |
| 58 | 遠侍 | 1人扶持4石 | 山田平右衛門貞行 | 58 | |
| 59 | 遠侍 | 1人扶持4石 | 佐々木良助経寧 | 57 | |
| 60 | 遠侍 | 1人扶持4石 | 向田駿藏彬信 | 33 | |
| 61 | 遠侍 | 1人扶持4石 | 久保田完左衛門延珍 | 43 | |
| 62 | 遠侍 | 1人扶持4石 | 小沢柳藏隆致 | 32 | |
| 63 | 遠侍 | 1人扶持4石 | 岩木弥市貞喜 | 58 | |
| 64 | (遠侍) | (1人扶持4石) | 福井源藏 | - | 「永代遠侍格其身一代従士末席」 |
| 65 | 小頭 | 1人扶持4石 | 城下辰兵衛致義 | 57 | |
| 66 | 小頭 | 1人扶持4石 | 沼瀬喜伝治宝孝 | 46 | |
| 67 | 小頭 | 1人扶持4石 | 小沢直四郎 | 45 | |
| 68 | 小頭 | 1人扶持4石 | 稲葉弼作堯房 | 26 | |
| 69 | 小頭 | 1人扶持4石 | 佐野彦九郎喜英 | 34 | |
| 70 | 小頭 | 1人扶持4石 | 近藤昌平至熙 | 21 | |
| 71 | 坊主格 | 1人扶持9俵 | 林仁右衛門 | 35 | |
| 72 | 坊主格 | 1人扶持9俵 | 久保田文八 | 34 | |
| 73 | 坊主格 | 1人扶持9俵 | 岩本末治 | 23 | |
| 74 | 坊主格 | 1人扶持9俵 | 市瀬惣平 | 37 | |
| 75 | 坊主格 | 1人扶持9俵 | 宇佐美文七 | 26 | |
| 76 | 坊主格 | 1人扶持9俵 | 原芳右衛門 | 62 | |
| 77 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 木下丈八 | - | |
| 78 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 沼瀬開助 | - | |
| 79 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 吉川銀助 | - | |
| 80 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 村瀬専之丞 | - | |
| 81 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 市瀬傳治 | - | |
| 82 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 林藤助 | - | |
| 83 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 仲田次郎作 | - | |
| 84 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 中嶋孫六 | - | |
| 85 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 河野□内 | - | |
| 86 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 吉川□平太 | - | |
| 87 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 佐々木為藏 | - | |
| 88 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 林左藤太 | - | |
| 89 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 松沢嘉一郎 | - | |
| 90 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 松沢三藏 | - | |
| 91 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 久保田惣介 | - | |
| 92 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 向田悠助 | - | |
| 93 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 池田松助 | - | |
| 94 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 熊崎貞治郎 | - | |
| 95 | 足輕 | 1人扶持8俵 | 山田政太郎 | - | |
| 96 | 中間 | 1人扶持8俵 | 友平 | - | 「草履取」 |
| 97 | 中間 | 1人扶持8俵 | 重八 | - | 「草履取」 |
| 98 | 中間 | 1人扶持8俵 | 太七 | - | 「草履取」 |
| 99 | 中間 | 1人扶持8俵 | 亀吉 | - | 「草履取」 |
| 100 | 中間 | 1人扶持7俵 | 夏平 | - | |
| 101 | 中間 | 1人扶持7俵 | 九藏 | - | |
| 102 | 中間 | 1人扶持7俵 | 時藏 | - | |
| 103 | 中間 | 1人扶持7俵 | 元助 | - | |
| 104 | 中間 | 1人扶持7俵 | 里平 | - | |

| No. | 役職 | 扶持 | 名前 | 年齢 | 備考 |
|-----|-------|--------|-----------|----|----|
| 105 | 中間 | 1人扶持7俵 | 九八 | - | |
| 106 | 中間 | 1人扶持7俵 | 傳藏 | - | |
| 107 | 中間 | 1人扶持7俵 | 只助 | - | |
| 108 | 中間 | 1人扶持7俵 | 助七 | - | |
| 109 | 中間 | 1人扶持7俵 | 傳作 | - | |
| 110 | 中間 | 1人扶持7俵 | 藤八 | - | |
| 111 | 中間 | 1人扶持7俵 | 嘉藏 | - | |
| 112 | 中間 | 1人扶持7俵 | 芋藏 | - | |
| 113 | 中間 | 1人扶持7俵 | 市作 | - | |
| 114 | 中間 | 1人扶持7俵 | 小平 | - | |
| 115 | 中間 | 1人扶持7俵 | 元藏 | - | |
| 116 | 中間 | 1人扶持7俵 | 要藏 | - | |
| 117 | 中間 | 1人扶持7俵 | 文吉 | - | |
| 118 | 中間 | 1人扶持7俵 | 熊吉 | - | |
| 119 | 中間 | 1人扶持7俵 | 佐七 | - | |
| 120 | 中間 | 1人扶持7俵 | 龜藏 | - | |
| 121 | 中間 | 1人扶持7俵 | 弥助 | - | |
| 122 | 中間 | 1人扶持7俵 | 濱吉 | - | |
| 123 | 中間 | 1人扶持 | 吉弥 | - | |
| 124 | 中間 | 1人扶持 | 常弥 | - | |
| 125 | 中間 | 1人扶持 | 金四郎 | - | |
| 126 | 中間 | 1人扶持 | 新兵衛 | - | |
| 127 | 隠居 | - | 佐久間佐左衛門算満 | - | |
| 128 | 隠居 | - | 市瀬廉右衛門寛忠 | - | |
| 129 | 隠居 | - | 知久源平啓敬 | - | |
| 130 | 隠居 | - | 佐々木次郎八拳躬 | - | |
| 131 | 隠居 | - | 松沢屯尹次 | - | |
| 132 | 出入医師 | - | 安田立亭 | - | |
| 133 | 出入医師 | - | 近藤雄太郎 | - | |
| 134 | 奥向小間使 | - | 田山厚之助 | - | |
| 135 | 奥向小間使 | - | 西川嘉雄 | - | |

出典：市村文庫3-273「阿崎家中席祿分限附」（下伊那教育会教育参考館所蔵）より作成。

【表3】知久家家臣家筋一覧

| No. | 家名 | No. | 家名 | No. | 家名 | No. | 家名 |
|-----|-------|-----|------|-----|-----|-----|------------|
| 1 | 中津川家 | 14 | 今中家 | 27 | 本間家 | 40 | 田山家 |
| 2 | 小林家 | 15 | 山口家 | 28 | 大鳥家 | 41 | 林家 |
| 3 | 加藤家 | 16 | 知久家 | 29 | 東條家 | 42 | 稲葉家 |
| 4 | 水野家 | 17 | 吉澤家 | 30 | 村上家 | 43 | 吉岡家 |
| 5 | 虎岩家 | 18 | 柴田家 | 31 | 池田家 | 44 | 山口家 |
| 6 | 松永家 | 19 | 遠山家 | 32 | 栗沢家 | 45 | 佐々木家 |
| 7 | 加藤家 | 20 | 後藤家 | 33 | 村川家 | 46 | 市瀬家 |
| 8 | 虎岩家 | 21 | 矢澤家 | 34 | 丸山家 | 47 | 市瀬分家 |
| 9 | 佐久間家 | 22 | 下平家 | 35 | 小澤家 | 48 | 平家 |
| 10 | 佐久間新家 | 23 | 白子家 | 36 | 近藤家 | 49 | 深谷家 |
| 11 | 西川家 | 24 | 白子分家 | 37 | 原野家 | 50 | (坊主格 凡10家) |
| 12 | 松岡家 | 25 | 松澤家 | 38 | 原家 | 51 | (足軽 凡20家) |
| 13 | 岡田家 | 26 | 久保田家 | 39 | 黒川家 | 52 | (中間 凡20家) |

出典：知久家文書39-15「知久家旧臣家系（文化～嘉永）」（喬木村歴史民俗資料館所蔵）より作成。

是より一同閑勤申付候間、夫々内職專可心掛、当冬ニ至リ何様の沙汰有之候共差支無之様繰廻し置可申、乍去出兵諸出役、且用多之者江者夫々手当金を取候存意ニ付、此旨篤と先心得、為筋專一ニ心懸可申、□而者上於而節儉候者勿論、郭内向可成丈ヶ取縮メ不用之分夫々取崩シ払ニ申付候事、家中ニ而も格別之節儉致シ内職出情可致、呉々も於上前頭之通り往古ヨリ之住居向迄も取縮、右ニ准シ諸事質素專一ニ仕法相立候上者可成たけ多分之減石等之沙汰不被及様之趣意ニ候得共、此上上下一致為筋銘々心懸可申、尚存込も有之候ハバ、聊無腹藏書面ニ而申可立候様可被致、依而今般出格之存寄ヲ以閑勤書面之通り申達候

(明治二年)

巳三月

すなわち、出費が高み財政危機に直面した現状では「家中下々ニ於而も活計方差支之義ハ推察深歎息致し候」と、家臣たちへ「閑勤」を申付け、その間に「内職」と質素節約をもって生計が立つよう配慮を行っているのである。この方針の結果、実務にあたる人員が縮小されたようである。⁽⁶⁾ところが、明治二年（一八六九）一二月に行われた禄制改革により知久家家臣団の維持が困難になる。すなわち「大夫士以下之面々」に対して、「今般家禄御定相成候ニ付而者、其家来三代以上相恩之者ハ相応之御扶助可被下候間、姓名并ニ従前之禄扶持米等取調早々可申出事」と、勤続代数三代以上か否かを基準とした扶助の方針を定めたのである。新政府による家臣扶助の方針は年限付きであり、彼らを士族身分に編入せずに帰農商させる事が目的であつたとされる。では、こうした新政府の方針に対して、知久家ではどのような反応を示したのだろうか。知久頼謙が新政府へ提出したと思われる願書（下書）を確認したい。⁽⁷⁾

【史料七】

太政御維新以来万国之形勢ヲ御洞察之上、公論衆議ヲ被為尽 御政令一貫従来之弊習ハ御洗滌被為遊、万機御一洗之 御主意者実ニ千歳不遇之 御盛典ト難有奉戴仕、先般諸侯一同藩知事ニ被任引統此度同席以下禄制其外御所置御確定被仰出、且従前之持高二准シ、家禄御定被成下置候処、兼而是迄奉言上候通、従往古当郡ニ土着罷在旧幕之頃ヨリ当国浪合・帯川・小野川・心川、右四関守衛并預所支配全国取締等被申付勤筋多端ニ付、外並ヨリハ持高不相応ニ家来多人数扶助罷在、家来共儀も暇内業ニ農樵ヲ営ミ士農相兼、質素ヲ先務ニ心掛相統罷在候、且昨辰年十月中東京定府被 仰出候処、定府仕候者一同生活之目的相立不申候間、右之情実申立哀訴仕候処、出格之以 鳳恩、定府被 免難有仕合奉存候、然ル処今般被 仰出候三代以上相恩之者ハ相応之御扶助被下置、三代以下タリトモ諸道出兵之分ハ是亦御沙汰之品も被為在候間、取調書上可仕旨奉畏候、然ル処元来私家筋仕来之儀者、当今三代以下之者ニ御坐候共、往古私祖先之為ニ戦功之者一旦廢絶之家芳名ヲ後世ニ遺サンカ為、血統之者ヲ

撰シ相統為致、或ハ先代格別之勤功之者、右之賞譽トシテ二三男之内勤仕申付候者ニテ、一代或ハ一季抱之家来トハ事実相替リ、何レモ恩顧譜代ノ者ニ御坐候、且是迄家来一同ニ於テモ尽忠補□之存念ヨリ心底一杯ヲ尽シ精勤致シ呉、加之昨春以來諸道出兵之節并主役四閔守衛杯モ一層噴發同心協力勉勵仕候故、固陋短才之私ニハ御坐候得共、是迄御奉公無滞相勤候者家筋之新古身分輕重之無差等甲乙維持之力ニ有之、右等之愛情篤ト思維參究仕候得者、何分新古之階級相立候ハ不堪痛哭之至ニ御坐候、依而此上私一分之義者在来之家祿、今般祿制等ニ不抱家内扶助仕候丈ケ頂戴仕候得者、寢苦枕塊仕候共、一己之御奉公者何様共尽力仕度奉存候、依之残り家祿者悉皆被 召上候共、曾而遺憾無御坐候間、今般書上候姓名之者ハ三代以上以下之無區別、一同御扶助被下置度、尤家来一同之者従来避遠之地ニ成長仕頑固之性質ニテ、他国之御奉公ハ着目相立不申候間、土着ニテ相応之御奉公被仰付候方、実地之御用二十分相勤リ可申義必然ト奉存候、依之右之利害得失蛙井之管見ハ別紙建言仕候、右体自己勝手之義奉愁訴候者恐懼不少候得共、累年主従之常情御汲量被成下 寛典之御沙汰奉懇禱候、誠恐誠惶頓首敬白

年号月日

士族

知久御名

右の史料からは、次のような事がわかる。すなわち、①知久家は四閔守衛および一時預所の支配など「勤筋多端」のために「持高不相応」に家来を多く抱え、②家来たちは「暇内業ニ農樵ヲ営ミ土農」を兼ねるとともに、質素儉約を心掛けてきた。③明治二年(一八六九)一二月の祿制改革により「三代以上之恩之者」(および相当)の者を取り調べて報告せよとの指示があつたが、知久家は三代以下勤続の者であつても、「往古私祖先之為ニ戦功之者一旦廢絶之家芳名ヲ後世ニ遺サンカ為、血統之者ヲ撰シ相統往古私祖先之為ニ戦功之者一旦廢絶之家芳名ヲ後世ニ遺サンカ為、血統之者ヲ撰シ相統」させる場合や「先代格別之勤功之者、右之賞譽トシテ二三男之内勤仕申付」る者等があり、いずれも「恩顧譜代ノ者」である、④知久頼謙は「固陋短才之私」を支えてくれた家臣たちに対して、「何分新古之階級相立候ハ不堪痛哭之至」であるとし、「今般書上候姓名之者ハ三代以上以下之無區別、一同御扶助被下置度」と記名(人名不明)された家臣の三代以上の勤続にとられない扶助を願ひ出ている。さらに頼謙は「家来一同之者従来避遠之地ニ成長仕頑固之性質ニテ、他国之御奉公ハ着目相立不申候間、土着ニテ相応之御奉公被 仰付候方、実地之御用二十分相勤リ可申義必然ト奉存候」と、交代寄合の家臣として在地で生活してきた彼らの特質を主張し、現状維持の勤め向きを主張していることが窺

える、などである。こうした君臣関係に基づいて、家臣団解体への抵抗が行われたと考えられる。

その後の知久家家臣団の動向については、明治四年（一八七二）に「華・士族・平民ノ階級」が定められると、知久家が「士族」となる一方、その家臣たちは「平民」（明治三年一二月に帰農）となり、知久家家臣団も解体されることになる。⁴⁵ 家臣の中には阿島村（明治八年（一八七五）より喬木村）を離れる者もあったが、【表4】のように計五三名（他に家族二〇三名）もの家臣たちが阿島村へ帰農することとなった。知久頼謙が死去する明治三〇年代においても【表5】の通り、少なくとも四〇名近くの旧臣が居住し、在京の家臣と共に知久家を支え続けることになる。⁴⁶ なお、知久家の場合には明治・大正期に至るまで「（右土地主知久峯四郎）管理人」⁴⁷や「取扱人」⁴⁸と称し、旧臣が知久家家政の管理を行っていたようである。⁴⁹

② 知久家知行所の領民

知久家は知行所として、阿島村・田村村・河野村・南原村・虎岩村（いずれも信濃国下伊那郡）の合計五ヶ村、三〇〇〇石を知行していた。明治元年（一八六八）一〇月の東京定府命令によってか、阿島村を離れることになった知久頼謙は、知行所の村役人を招集し、次のような口上を述べたとされる。⁵⁰

【史料八】

御直口上

皇政御復古御一新二付、昨春早々上京勤王の赤心申立効之旨建言及候処、方向ヲ不失速ニ上京候段神妙ニ被思召、去五月十五日日本領安堵之上、中太夫席被仰

【表4】明治3年（1870）12月、帰農者一覧

| No. | 家臣名 | 家族数(人) | No. | 家臣名 | 家族数(人) |
|-----|-------|--------|-----|-------|--------|
| 1 | 松永民衛 | 4 | 28 | 虎岩直作 | 8 |
| 2 | 知久壮三 | 3 | 29 | 原武男 | 3 |
| 3 | 小林雄城 | 3 | 30 | 栗澤敏三郎 | 2 |
| 4 | 矢澤潤弥 | 5 | 31 | 久保田才二 | 7 |
| 5 | 大嶋熙八郎 | 5 | 32 | 中津川借造 | 1 |
| 6 | 西川嘉雄 | 3 | 33 | 東條藩 | 1 |
| 7 | 山口機三 | 2 | 34 | 今中良太郎 | 2 |
| 8 | 水野清人 | 4 | 35 | 小澤柳藏 | 4 |
| 9 | 佐久間誘 | 2 | 36 | 丸山休三郎 | 6 |
| 10 | 後藤直人 | 2 | 37 | 原環 | 3 |
| 11 | 白子尚五郎 | 1 | 38 | 森戸勝太郎 | — |
| 12 | 岡田男也 | 4 | 39 | 前島六郎 | 4 |
| 13 | 知久刀四郎 | 1 | 40 | 佐々木良助 | 5 |
| 14 | 松澤弥太郎 | 6 | 41 | 佐野三次 | 6 |
| 15 | 吉澤波平 | 6 | 42 | 稲葉義三 | 5 |
| 16 | 佐久間脩 | 4 | 43 | 岩本弁藏 | 6 |
| 17 | 黒川竹 | 5 | 44 | 向田悠助 | 5 |
| 18 | 柴田宗立 | 3 | 45 | 村上助弥 | 5 |
| 19 | 平取平 | 4 | 46 | 宇佐美剛藏 | 8 |
| 20 | 下平武平太 | 4 | 47 | 松澤延次郎 | 3 |
| 21 | 本間恭平 | 3 | 48 | 原野莊司 | 2 |
| 22 | 白子茂兵衛 | 3 | 49 | 吉岡新九郎 | 4 |
| 23 | 村川恕助 | 3 | 50 | 熊谷文吉 | 4 |
| 24 | 山口愛一 | 1 | 51 | 城下恒藏 | 4 |
| 25 | 加藤克二 | 6 | 52 | 市瀬平八 | 6 |
| 26 | 深谷忠雄 | 5 | 53 | 久保田捨藏 | 4 |
| 27 | 市瀬次作 | 2 | | | |

出典：知久家文書（第二次寄贈）「人別引渡書」（喬木村歴史民俗資料館所蔵／史料番号は付されていない）

付、誠ニ以テ難有仕合ニ奉存候、然ル処此度御改正ニ依テ東京定府、御付領分之儀伊那県御支配之御達有之、当国同列者不及申、各国一体之義と者乍申、当家之義者往古より土着にて、乍不行届も政事ヲ執行、家来共も分限分多分召仕、良民共之撫育も致し来り候事、村々役人ヲ始メ惣百姓共迄、従来者旧恩をも不致忘却、為筋等時々申立、上下和熟致し、何事も是迄親子之如く睦合、勝手方等も当代者勿論先祖より折々不如意ニ而、其都度及相談候処、一同之力ヲ以て夫々出金之上仕法等も相立呉、公務不及申武事其外何事も差支無之、是迄数代安穩ニ相暮し、実ニ往時ヲ感し、寢食を忘レ落涙ニ及ヒ深く心配罷在候得共、出府之儀遅延致し候而ハ、天朝江恐入候義ニ付、旧冬供方申付候通り、近日発足之手運ニ候、附而者向後伊那県御政事ヲ敬承シ、弥以和熟致し、御法度ヲ相守、家業ヲ精出シ永続致し候、尤県令御政道当家政と者相違候儀も可有之、其被仰出ニより候而者、夫々得と示談之上、小前百姓ニ至ル迄難義不相成様可成丈取違等有之不治ニ候義相生し候而ハ、主家者勿論領分中之外聞ニも相成、終ニ者本領にも相響き、祖先ニ対し不相濟事ニ付、呉々も其方共より末々ニ至ル迄、寄々教諭可被相加候、最早程なく出府ニ付而ハ、不容易入費も有之、且在所之暮方と違ひ、何程節儉候共、諸色高値之時節、かたく入用筋相高当惑至極之事、昨年ノ入費も莫大之処、夫々相働き呉満足之至リ、此上差略頼ミ方致し候儀者申兼候得共、実ニ無拠事ニ付、何分差略頼ミ入候、尤返済引当等之儀者心配無之様役人共へ精々申含置候、実ニ是迄尽忠古今懸慮致し候得共、先祖代々当地ニ住居村民と共に社稷ヲ相保、上下協和シ、一家之如く相親候故之儀と実ニ涙血致し候、此上共上下難澁ニ不及様尽力之程、呉々も頼ミ入候、数千年之郷里を離れ、定府と相成候とも、素意ニ於てハ聊無隔事ニ候条、夫々其職業ヲ相励ミ一身一上よりして村内まで一同永治之教訓專要之事ニ候、種々申述度義も有之候得共、繁多ニ罷在不能、其儀猶懸リヨリ追て愚存之儀も可申聞候、随分健固ニ家業取営出精可被致候、右之趣申聞度一同呼出シ暇乞申述候也

【表5】明治30年（1897）3月、喬木村居住の旧臣一覧

| No. | 名前 | No. | 名前 |
|-----|--------|-----|-------|
| 1 | 白子丈太郎 | 20 | 松永民衛 |
| 2 | 吉澤波平 | 21 | 原馨 |
| 3 | 久保田才二 | 22 | 原芳次郎 |
| 4 | 下平虎一 | 23 | 松澤弥太郎 |
| 5 | 黒川量三 | 24 | 稲葉鍼藏 |
| 6 | 大島庸助 | 25 | 村川浪二 |
| 7 | 矢澤潤弥 | 26 | 岡田耕平 |
| 8 | 水野清人 | 27 | 西川嘉雄 |
| 9 | 丸山兼次郎 | 28 | 中津川借造 |
| 10 | 後藤直人 | 29 | 知久壮三 |
| 11 | 虎岩菊太郎 | 30 | 今中良太郎 |
| 12 | 深谷忠雄 | 31 | 小林作弥 |
| 13 | 佐久間誘 | 32 | 山口機三 |
| 14 | 白子友直 | 33 | 知久力四郎 |
| 15 | 本間恭平 | 34 | 山口愛一 |
| 16 | 佐久間敏三郎 | 35 | 平徳三郎 |
| 17 | 東條閔太郎 | 36 | 小澤鹿太郎 |
| 18 | 吉岡新九郎 | 37 | 柴田末吉 |
| 19 | 加藤廣太郎 | | |

出典：後藤家文書「族籍訂正願」（喬木村歴史民俗資料館所蔵／史料番号は付されていない）

辰正月二日⁽¹¹⁾

右の史料からは、知久家当主頼謙によって領民への感謝が述べられると共に、自身不在の領民の動向についても心を配っている。そして、自らと領民との関係性を親子関係に例えるなど、両者の密接な関係性が窺える。なお、【表6】は知久家知行所において苗字帯刀等の特権を与えられた百姓（村役人層）の一覧である。特権付与は、「役向出情」とともに多額の献金（用途金骨折為冥加多分之金子差出）を理由とするものも多く、知久家による知行所支配が領民によって補完され、その財政が領内富農によって補完されていたことが窺える⁽¹²⁾。また、領民の中には知久家家臣に登用される場合があった。例えば、河野村片桐久治郎の長男・片桐長九郎⁽¹³⁾は、知久家家臣として「近習」や「会計」を勤めるなど同家運営の中で重要な役割を担っている。

以上、知久家は一貫して家臣団を保護し、阿島村を離れる際には村役人を招集して感謝の意を述べる等、家臣・領民とも密接な関係を有していたといえよう。このような関係性は、「交代寄合」として近世を通して阿島村に居住、領地を支配したことで培われたものといえよう。

(二) 知久家再興をめぐる動向

明治維新は知久家にとって困窮の基となった。こうした知久家の現状に対して、旧臣・旧領民はどのような動向を示したのだろうか。明治維新後の知久家と旧臣・旧領民の関わりについて、以下項目ごとに検討したい。

① 知久頼温の葬儀と知久家「恢復」の義捐金

明治二五年（一八九二）三月二〇日午前六時、病死（慢性肺炎）。喬木村に居住する頼温病死の報は、東京に寄留する両親（※知久頼謙、瑳）、「御里方諏訪表神山御氏（※頼温妻の実家）」・「御新造様（※神山いつ）」・「伊豆木小笠原様」などの知久家の親族、旧臣、「阿島耕地有志家々」、「旧御采地有之他村向御縁故之面々」（林村大原慶一、田村村河野銀三郎、河野村片桐久・福井廣吉・河野向作）等へ報知された。なお、頼謙からはすぐに返信が無く、喬木村に在村する者たちで翌日には葬儀を執行する事を決定し、その旨を頼謙へ電報で発信している。そして、二二日正午、葬儀が執行される。葬式にあたっては【表7】の通り、旧臣たちが事務を分担して式を執り行っている。二二日には、旧飯田藩主堀家や旧交代寄合座光寺家や小笠原家より御悔やみの使者が来る。午後四時、出棺。お見送りの面々として、「親族方御一統」・「当耕地有志始外各区一同」・「学校教員及ヒ生徒一同」・「安養寺」・「測静寺」・

【表6】知久家領内における苗字帯刀等を付与された百姓（明治2年（1869）5月当時）

| No. | 村名 | 名前 | 取扱 | 付与理由 | 備考 |
|-----|-----|--------|---|---|-----------------|
| 1 | 河野村 | 片桐久治郎 | 「永代郷士格給人」・「忤人扶持米石外ニ米一石免地宛行」・「一家別宗門」・「村方教示役」・「廻仕送り用達勤役中忤人扶持」 | 「代々役向出情相勩且用途金骨折為冥加多分之金子差出、村方窮民扶助等致候ニ付追々差許候」 | 知久家家臣 片桐長九郎父 |
| 2 | 阿島村 | 長谷川半七 | 「永代郷士格」・「村方教示役忤人扶持宛行」・「一家別宗門」・「町年寄」・「廻仕送り用達勤役中忤人扶持」 | 「(代々役向出情相勩且用途金骨折為冥加多分之金子差出、村方窮民扶助等致候ニ付追々差許候)」 | 号は「三友」 |
| 3 | 河野村 | 福井豊吉 | 「永代郷士格」・「忤人半扶持」・「持米式石外ニ米式石免地宛行」 | 「代々役向出情相勩且用途金骨折為冥加金子差出し候ニ付、追々差許候」 | |
| 4 | 河野村 | 河野啓六 | 「永代苗字・□□・帯刀・門差許」・「一家別宗門帳」 | 「旧家ニ付代々役向出情相勩且用途金骨折為冥加金子差出し候ニ付、追々差許候」 | |
| 5 | 田村村 | 福沢藤兵衛 | 「永代苗字・□□・帯刀・門差許」・「一家別宗門帳」 | 「(旧家ニ付代々役向出情相勩且用途金骨折為冥加金子差出し候ニ付、追々差許候)」 | |
| 6 | 阿島村 | 福沢儀平太 | 「永代名主上席」・「門差差許」・「一家別宗門」・「一代苗字」・「父耕太夫江生涯忤人扶持被宛行」 | 「旧家ニ而、父代中格別出情相勩且用途金骨折廻候ニ付、追々差免候」 | |
| 7 | 河野村 | 河野静五郎 | 「永代苗字・□□・帯刀・門差許」・「一家別宗門帳」 | 「役向出情相勩且用途金骨折為冥加金子差出候ニ付追々差許候」 | |
| 8 | 河野村 | 河野小藤治 | 「永代苗字・門差許」 | 「(役向出情相勩且用途金骨折為冥加金子差出候ニ付追々差許候)」 | |
| 9 | 田村村 | 片桐林蔵 | 「永代苗字差許」 | 「(役向出情相勩且用途金骨折為冥加金子差出候ニ付追々差許候)」 | |
| 10 | 河野村 | 片桐猶次郎 | 「永代苗字・名主格」 | 「役向出情且冥加金子差出し候」 | |
| 11 | 阿島村 | 市瀬弥兵衛 | 「老代苗字」 | 「多年役向出情ニ相勩用途金骨折候ニ付差許候」 | |
| 12 | 阿島村 | 原治郎兵衛 | 「老代苗字」 | 「(多年役向出情ニ相勩用途金骨折候ニ付差許候)」 | |
| 13 | 南原村 | 橋久八兵衛 | 「老代苗字」 | 「(多年役向出情ニ相勩用途金骨折候ニ付差許候)」 | |
| 14 | 田村村 | 河野金十郎 | 「老代苗字」 | 「父代中役向出情相勩且用途金等骨折候ニ付差許候」 | |
| 15 | 阿島村 | 宇佐美和三郎 | 「老代苗字」 | 「(父代中役向出情相勩且用途金等骨折候ニ付差許候)」 | |
| 16 | 河野村 | 芦部猪平 | 「老代苗字」 | 「用途金格別骨折候ニ付差許候」 | |
| 17 | 阿島村 | 松嶋芳兵衛 | 「老代苗字」・「仕送り用達勤役中忤人扶持宛行」 | 「用途金骨折為冥加多分之金子差出し候」 | |
| 18 | 河野村 | 藤八 | 「永代名主次席」 | 「用途金骨折為冥加金子差出し候」 | |
| 19 | 南原村 | 元平 | 「老代名主次席」 | 「(用途金骨折為冥加金子差出し候)」 | |
| 20 | 南原村 | 幸八 | 「老代名主次席」 | 「(用途金骨折為冥加金子差出し候)」 | |
| 21 | 河野村 | 益沢勾当 | 「忤人扶持」(「生涯宛行」) | 「年来出入相勩候」 | |
| 22 | 河野村 | 彦之丞 | 「忤人扶持」 | 「川除番人申付候ニ付宛行置候」 | |
| 23 | 田村村 | いく | 「忤人扶持」(「生涯宛行」) | 「多年奉公出情相勩候」 | |

出典：中曽根河野家文書573「苗字帯刀階級取扱名前書上帳」（個人蔵、豊丘村歴史民俗資料館保管）より作成。

【表7】知久頼温葬儀の事務分担

| No. | 役割 | 名前 | No. | 役割 | 名前 |
|-----|--------|-------|-----|-----------|-------|
| 1 | 応接方 | 知久壮三 | 8 | 総務・御勝手方差配 | 知久力四郎 |
| 2 | | 松澤弥太郎 | 9 | | 中津川借造 |
| 3 | | 矢澤潤弥 | 10 | | 大島熙八郎 |
| 4 | | 水野清人 | 11 | | 小林作弥 |
| 5 | 御葬礼書記方 | 松永民衛 | 12 | 茶方 | 下平武平太 |
| 6 | | 後藤直人 | 13 | | 白子延平 |
| 7 | 会計方 | 西川嘉雄 | 14 | | 村川浪二 |

出典：知久家文書14-36「頼謙君御病氣及御逝去諸務記」（喬木村歴史民俗資料館所蔵）より作成。

「旧御家臣及ヒ在任之面々一同」が参列した。二三日には、「諸器具御形付、其他支出方取調等御組合一同外当□□之向ニテ総テ取計」と葬儀の後処理をしている。なお、この頃には「東京表旧大君閣下江御悔状、旧臣一統ヨリ郵送ヲ以テ上申之事」と徳川慶喜（「東京表旧大君閣下」と思われる人物に旧交代寄合家の嫡男死去を報知している。二六日には、「郭住御旧臣始メ在任之旧御中間一統申合之上、本日大破ニ相成タル御廟所、山崩之ケ所式ケ所并石段之脩復致ス」と旧臣たちが集まり、知久家「御廟所」の修復を行う。四月二〇日には「御霊祭」が執行され、「伊豆木御三名」および「旧臣一統」が「廟」に拝礼を行っている。その後、明治二六年（一八九三）には頼温の「御石碑」を石工・宮下兼太郎へ一三円で発注。同年三月二日、頼温の一周忌が執り行われ、旧臣一同および郭青年衆で「御石碑」が建て揚げられる。⁽⁵³⁾

突然の知久家嫡男の病死は不幸な出来事ではあったが、頼温の死をきっかけとして、知久家旧臣の間で知久家「恢復」のための活動が活発化する事になる。次の史料を確認したい。⁽⁵⁴⁾

【史料九】

恢復ノ資産ヲ募集ス

恢復資金ノ義捐ヲ旧領地有志ニ勸誘セシ事再三ニ及ヒシニ、未タ何レモ確定スルニ至ラス、然ルニ萬松君逝去セラレ、其標的ヲ失ナヒタルヲ、此上尙年月ヲ経過スルコトアラハ、去ルモノ日々ニ疎キノ諺ニ漏レス人心自ツカラ離レテ、其募集ニ応スルモノナキヲ恐レ、十一人ノ者其事ニ奔走シ、明治二十九年ニ至ツテ完ク局ヲ結ビタリ

義捐金穀ノ募集ハ阿島区ヲ始メト為スハ、其順序ナレハ明治十五年ノ冬阿島区会ヲ開クニ当リ、募集ノ旨意ヲ陳述ス、其要旨ハ目下知久家ノ困難ナルハ喋々ヲ要セス、将来恢復資産ヲ具フルハ今日ノ急務ナレハ、我等旧臣ノ義務、其事ニ奔走セントス、然レハ此区ニ於テハ他ニ卒先シ区内一般ノ力ヲ以テ金穀ノ募集ニ応セラレシコトヲ希望ス、我カ区ハ幸ヒニ共有ノ原野アリテ、其取納年々大凡四十俵アリト聞ク、此四十俵三ヶ年間、即チ百二十俵ヲ懇請請ス、抑モ阿島区ハ天龍河東ニ於テ、土地開ケ人口多ク日用必需ノ貨物備ハリテ、郡中飯田ニ続ク体面ヲ為スモノハ、其源因他ナシ、慶長六年阿島初代ノ君伊左衛門則直公入部セラレシヨリ以後、十二世経歴ノ間ニ於テ逐次發達シタルモノナリ、其代中著シキ治績ナシト雖モ水利便シ堤防ヲ築キ田野ヲ開ク等、人民ノ為メニ力ヲ用ヒラレサルナシ、然ルニ明治維新ノ變革ニ偶ヒテ以来今日、悲惨ノ境ニ陥ラル、トキハ之レヲ救フノ道ハ特リ旧領有志諸氏ノ助力ニ頼ルニ外ナキナリ、満場ノ諸君知久氏ノ旧恩ヲ顧リミ、今ノ窮状ヲ察セラレ、前述ノ米額ヲ義捐セラレ

シコトヲ懇望スト、於是ニモ問答ノ後、区长福澤頼枝氏決ヲ取りシニ、一人ノ否議スルモノナク満場一致ノ許諾ヲ得タリ、如斯義捐定マリテ領収スルニ至ラス、三年ノ後阿島区ト小川区トノ山論再発シ、或ハ東京ニ或ハ飯田へ当事者数人法廷ニ出テ、互ヒニ争論シ、今日ニ及ヒテ未タ局ヲ結ハス、此山論ノ起リシヨリ、曩ニ確定シタル義捐穀ハ年々其費用ニ消滅シテ、知久家ノ約定ヲ実行スルニ至ラス、然レトモ山論ノ局ヲ結フモ近キニアルヘケレハ、其時ヲ待チテ領収スルモノ也（後略）

右の史料からは、次の事柄がわかる。すなわち、①明治一五年（一八八二）の冬には、旧臣たちが（喬木村）阿島区会において知久家の経済的困窮を救うために金穀の義捐を求めている。そして、知久家恢復に奔走する旧臣たちの行動は「旧臣ノ義務」であるとしている、②阿島区は飯田町に次いで栄える土地であるが、それは「知久氏ノ旧恩」によるものであると訴えている、③その結果、阿島区会では区长福澤頼枝氏のもとで一人も否議するものもなく、義捐金穀を提供する事が決定された。すなわち、阿島区には共有の原野があり、この場所で生産された「四十俵」を蓄えて、義捐穀とする事が承認された、④しかし、議決から数年後、阿島区は小川区との山論のために「当事者」数人（区の役人）が東京や飯田の法廷へ出頭、区の共有原野で得られた収納はこの山論の費用として支出される事になってしまった。⑤このように知久家義捐米穀の募集が延引していたところ、頼温病死が契機となって、旧臣たちが再度義捐米穀の募集活動を開始するのである（然ルニ萬松君逝去セラレ、其標的ヲ失ナヒタルヲ、此上尚年月ヲ経過スルコトアラハ、去ルモノ日々ニ疎キノ諺ニ漏レス人心自ツカラ離レテ、其募集ニ応スルモノナキヲ恐レ、十一人ノ者其事ニ奔走）。知久家嫡子頼温の死は、知久家への義捐金穀募集や講の実施など、同家「恢復」のための活動を活発化させる契機となる。明治二九年（一八九六）には、一応の知久家恢復の目的が立ち、「西宮社」に「知久氏恢復之碑」が建設されることになる。⁽⁵⁷⁾なお、管見の限り、旧領民が主導して知久家の「恢復」を企図する運動を展開したという動向は確認できないが、義捐金穀提供者の名簿とみられる「知久家再興義捐金穀人名簿」等には、「阿島区義捐米」や「田村区総代」・「河野村北耕地一同」として金銭や米穀の提供などが確認でき、旧臣たちの活動に協力する形で知久家再興に関わったものと思われる。⁽⁵⁸⁾

② 知久頼謙の葬儀

明治三〇年（一八九七）五月二日、知久頼謙が「慢性胃加答見」のために病死する。頼謙死去の翌三日、医師中村倭文雄の検視が行われ、寄留地である牛込区役所へ死亡届が提出される。四日には四ツ谷区永住町曹洞宗東長寺へ埋葬される（法名は知性院俊道壽

徳居士)。そして、五日には、旧臣下平武平太が「金策ノ上」で喬木村より東京へ発足し、「御死後万般之所置ヲナシ兼テ御遺骸ヲ守護シ」、一五日には「御遺骸之一部タル御髮毛及ヒ御齒」を携えて喬木村へ帰村。一六日には、旧臣一同が松永（民衛）宅にて集会を行い、下平氏による東京での事務報告及び「御埋葬執行之概略ヲ議シ」、その上で「神葬式ヲ以テ来ル廿一日午后一時御出棺」とする旨の決定がなされる。二〇日午前八時より旧臣一同が集まり、翌日の葬儀の準備と「御廟所并御邸宅内外」の掃除をする。葬儀執行の旨は旧飯田藩堀家御家令、山吹座光寺家、伊豆木小笠原家を始め、「旧御領分」たる田村村・河野村等の有志者などへ通知された。葬儀にあたっては、頼温の葬儀同様に旧臣が中心となつて事務等を取り仕切つてゐる。葬儀行列には、知久家の相続人たる知久光子を始め、旧臣一同・座光寺氏や小笠原氏の旧信濃衆・旧飯田藩堀家（名代）・旧知行地（阿島区・田村区・河野村）の人々が参列した。⁶⁵ なお、大正四年（一九一五）一月二八日、東京において頼謙の妻・瑳（法名は浄性院鏗法妙琴大姉）が胃癌のために死去した際にも、東京と喬木村で葬儀が行われた。すなわち、同年一月三一日、頼謙と同様に東京四ツ谷区永住町曹洞宗東長寺にて「仏葬儀」が執行され同所へ埋葬された。その後、遺骨の一部が喬木村へと持ち帰られ、二月四日には旧臣が事務等を主導する形で「神式」での葬儀が行われている。喬木村で行われた葬儀は「旧藩臣・旧領ノ人士会葬スル者多シ」と盛大に執り行われたようである。⁶⁶

③ 知久家相続をめぐる動向

明治二五年（一八九二）三月、知久家の相続人となつたのが知久頼謙の孫・光子（頼温の長女）であつた。⁶⁷ 頼温病死直後の知久家政の記録である「緊要記事」には「光子嬢家名ヲ襲ト雖モ一戸ノ生活ヲ立ツルハ素ヨリ難ク、聊カ資金ナキニハ非レ共、之レヲ一時ノ生計ニ消費スルカ如キハ、将来回復ノ期至ラサルナリ、於是議ヲ決シテ他家ノ厄介トナリ教育ヲウクルコト、ナス」とあり、知久家相続が同家だけのものではなく、後述の通り旧臣や親族の支えにより実現されることになる。⁶⁸

知久頼温の死から数ヶ月後の明治二五年（一八九二）八月二四日、光子は近親である旧交代寄合小笠原氏のもとへ預けられる事になる。⁶⁹ その後も光子は、同年一〇月二一日には喬木村へ帰村して旧臣松島一雄氏のもとへ預けられ、翌明治二六年（一八九三）一二月三〇日には同じく旧臣松永民衛へのもとへと引き取られる等、縁者のもとを転々とする事になる。⁶⁴ さらに、明治三二年（一八九九）一二月には「知久家ヲ恢復スルハ、其女督ノ学力ト人望トニ頼ラサルヘカラス、此好人物ヲ得ルニハ配偶者ノ教育ト習

慣トニ□關係アリ」と、東京へ「修行」に赴くことになる。⁽⁶⁵⁾

【史料一〇】

今度於ミツ様婦女ノ芸道御修行トシテ御出京被成タル□ハ、從今三ヶ年間ノ見込ヲ以テ相当ノ人ニ預ケ置クコト御修行之目的左之如シ

行儀作法ヲ習ヒ、野鄙ニ陥ラサルコト

余暇ヲ以テ裁縫・弹琴ヲ始メ、生花・茶ノ湯等ヲ修得スルコト

衣服其他ノ費用ハ一年間大凡四拾円以内トシ、其剩□ハ貯蓄シテ非常ノ用ニ宛ツルコト

於光様修行ノ勤情ヲ見聞シ、兼テ金錢出納ヲ司ル処ノ担任者一人ヲ置クコト

於ミツ様ノ進退或ハ非常ノ費途ニ関シ、担任者ノ意見ニ決シ難キ場合ニハ、□人以上ノ評議ヲ以テ之レヲ決行スルコト⁽⁶⁶⁾

費用ニ宛ツル収入金、左ノ如シ

一金貳拾四円 堀家ヨリノ助力金

一金拾貳円 在京旧臣ノ義捐金

一金拾貳円 阿島出納方ヨリ送り金

計金四拾八円

金錢ノ出納ハ毎年十二月或ハ其翌年ノ一月ニ明細簿ヲ製シ、阿島出納方へ報告スルコト

右仮リニ定ムル所、一年間履行ノ上評議ヲ以テ改正増補足スル者也

明治三十二年

十二月十日

すなわち、知久家の相続人であった光子に「芸道」を修得させ、然るべき婿を迎えさせる事で知久家相続を企図したのである。東京に來た光子は、「東京府立ノ教員伝習所」家事科へ入学。その後、明治三六年（一九〇三）四月一日には、「教員伝習所」卒業により東京修行は一區切りを迎え、光子は喬木村へ帰村することとなる。⁽⁶⁷⁾

【史料一】

此年四月十一日光子嬢、教員伝習所ノ卒業証書ヲ受領セラル、是ヨリ先キ佐久間修氏ヨリ光子嬢卒業ノ上ハ、早速帰邑スルノ手運ヒアルヘシト、日々送ケリ、余考フルニ卒業アリタリトモ、尚此上半年或ハ老ケ年間ハ学校ニ従事シ、授業ノ法ヲ実地ニ練磨セサレハ帰邑ノ上、教鞭ヲ取ラルニ臨ンテ不覚ヲ招クノ恐れアレハ、佐久間・石澤二氏ニ対シ、今暫クノ厄介ヲ引受ケラレンコトヲ請ヒシニ、石澤氏ニ於テハ、卒業ノ俣自宅ニ世話スルハ差間ハナケレトモ、学校ニ従事セシムルハ出来難シトノ答ヘアリ、佐久間氏ニ於テモ、東京ノ学校ニ出入スルハ好マシカラス、東京女学校ハ総テ風儀宜シカラス、海老式部ハ女子悪風ノ代名詞トナリ居ル程ニテ、若シ之レニ感染スレハ将来ヲ誤マルモノナレハ、一日モ早ク帰邑スルヲ得策トストノ答アリ、此言一理ナキニ非レトモ切瑳⁽²⁾アリテ琢磨ヲ施コサ、ルモノニテ不充分トハ思ヘトモ、不得止五月十三日発程、十六日着京、佐久間・下村二家ヲ滞在一所トシ、日々諸方ヲ奔走シテ用務ヲ便シ、六月十七日暇乞トシテ石沢氏ヲ訪ヒタルトキ、此後結婚式日ノ定リタル際ニハ祝品トシテ小袖袴重子を賜ハラントヲ堀家ニ取り成シアラレンコトヲ依頼シタリ、二十四日ニハ林氏ヲ始メ佐久間衝次〔□氏ノ長男〕、市瀬純次、深谷正男（忠雄氏長子）、ノ四氏ノ催シニテ送別会ヲ芝ノ池⁽³⁾〔料理屋〕ニ開ク、容トシテ於瑳様、郷司君、光子嬢及ビ余ノ四名ニシテ席□互ヒニ往事ヲ語り、将来ヲ談シ、各歡ヲ尽シタリ、此時林氏ヨリ白鞘ノ短刀一振りヲ知久家ヘ進呈セラル、此刀無銘ニシテ数人ノ鑑定ヲ受ケラレタレトモ誰レノ作ナルヤ分明ナラサレトモ、平凡ノ刀ニアラサレハ、知久家ノ所蔵トシ恥ツルモノニ非ストノコトナリ、出京ヨリ二十六日ニシテ要件悉ク便シタルニ依リ、六月十五日上野発汽車ニテ塩尻ニ着ス、此車賃ハ下村廣畝氏ノ価ヒシモノナリ、下村氏、光子嬢ヲ世話スルコト二年、今帰邑ニ当リテモ此恵ミアリ、始終ヲ全フスルモノト曰ウヘシ

卒業後も光子を東京に残すという意向もあつたようだが、「学校ニ従事セシムルハ出来難シ」や詳細は不明であるが、「東京女学校ハ総テ風儀宜シカラス、海老式部ハ女子悪風ノ代名詞トナリ居ル程ニテ、若シ之レニ感染スレハ将来ヲ誤マル」と、世話人たちは光子の喬木村への帰村を促している。結果的に、光子は東京を離れることに決定し、出発前には芝の料理屋で送別会が催されている。送別会には、故知久頼謙の妻・瑳や旧臣たちが集まって「往事」を語り、「将来」について語り合ったという。その後、明治三六年（一九〇三）六月、光子が喬木村へ帰村する事で、いよいよ世話人たち（旧臣）による婚養子（＝知久家の新当主）探しが急務となる。⁽⁴⁾

養子ヲ搜索スルコト多年ナリシニ、適當ノ人ヲ見出し難ク、其間ニ於テ堀家飯田の家扶ニテハ杉本伝・市瀬信両氏、東京ノ家扶ニテハ大石宗清、矢沢輛次、石田新内三氏ニ就キ穿鑿方ヲ依頼セシニ、都会ノ地ニ求ムルヨリハ寧ロ地方ニ於テ家格高下ヲ第二ニ置キ、将来恢復シ得ヘキ器量アルモノヲ探索ス方然ルヘシトノ注意モアリシコトナレハ、其方針ヲ取りテ近クハ伊那地方ヨリ遠クハ諏訪及ヒ西筑摩マテモ搜索セシニ、所謂長シ短カシニテ其人ヲ得サリシ、然ルニ大島村新井区ナル矢沢豊之助氏ノ舎弟ニ峯四郎ト曰フ人アリ、現今松本ニ教鞭ヲ執ラル、ヲ聞キ、以テ此人逸スヘカラスト衆議ヲ決シテ、十月十三日後藤直人氏ヲ以テ、十二月二日契約ノ祝酒ヲ矢沢氏ニ呈シタリ、於是知久家恢復ノ根帯初メテ定マリタリ、因リテ女婿確定ノ事ヲ堀家ヲ初メ、石沢及ヒ旧臣ヘモ通報セシニ、何レモ好女婿ヲ得クルヲ喜ハレ、堀家ニ於テ御祖母原子様ヨリハ小袖壺重（料金七十円）ニ帯一筋ヲ添ヘ、奥方ヨリハ道具料壺百円ヲ賜ハリタリ、此恵与アリシハ石澤婦人（定子）ト家扶石田氏ノ尽力ニ依レリ

右の史料からは知久家相続人の光子を東京に修行へ赴かせる一方で、「多年」にわたり婿養子を探す旧臣たちの様子が窺える。こうした、旧領主「家」の後継者確保・育成に奔走する旧臣たちの動向からは、家臣団解体後も俸禄に抛らない主従関係が継続している事が窺える。また、旧臣たちが知久家の婿養子選びにあたって、「地方ニ於テ家格高下ヲ第二ニ置キ、将来恢復シ得ヘキ器量アルモノヲ探索ス」と、「家格」では無く「器量」（能力）のある人物を求めている事からは、領主「家」相続をめぐる認識の変化が窺える。なお、婿養子には、松本高等女学校教諭であった矢澤峯四郎（長野県下伊那郡大島村出身）に決定し、旧臣後藤直人をもつて「契約」を行うことになった。⁷⁰⁾

以上、本節では主に明治四年（一八七二）における知久家帰農から同三六年（一九〇三）における知久光子の相続問題に至る動向について検討を行った。その結果、明治二年（一八六九）一二月の禄制改革に伴う家臣団解体以後においても、経済的に困窮した知久家に対して、①義捐金穀の募集および知久家恢復碑の建立、②頼温・頼謙死去の葬儀の主催、③知久家存続に向けての数年にも渡る積極的な支援、をもつて「旧恩」に報いようとする旧臣たちの姿が確認できた。また、知久家「恢復」の支援を主導したのは旧臣であったが、知久家と旧領民との関わりという点では、阿島村長谷川半七などの旧村役人層を中心に知久家への援助が行われるとともに、「旧領地有志ノ力ニ頼ルノ外道ナキカ故ニ、明治二十五年以来屢奔走シテ、其資産ヲ備ヘンコトヲ勧誘」とあるように、旧臣たちの知久家「恢復」の活動も旧領民の義捐金穀の提供無くして実現することはなかった。その後、大正期に入ると、全国各地での

「史蹟保存運動」の盛行とともに、改めて知久家の「家格」に関心が寄せられる。次節において、知久家史蹟保存会設立の動向について検討したい。

第三節 知久家史蹟保存会設立と顕彰活動

大正二年（一九一三）二月一日、知久家に関する「史蹟」を調査・保存し、知久家の「表彰」をすることを目的とした会が発足した。「知久家史蹟保存会」（以下、知久家保存会）の設立である。本項では、大正期における知久家顕彰の動向やその意義について検討を行いたい。なお、知久家保存会の活動がいつまで継続されたのか、実施された調査がどのような形で会の成果として活かされたのか等については、今後の史料発掘を俟たざるを得ない。

① 知久家保存会の設立

明治三〇年（一九〇〇）前後を画期として、「国民教化」（地方改良運動の一環）・「日露戦争後の工業化・都市化に伴う地域開発」・「地域振興策」との関連から各地で民間での史蹟保存事業が「流行」した。それら民間史蹟保存事業の多くは偉人顕彰を主目的としており、国家により史蹟が体系的に保存対象となるのは大正八年（一九一九）の「史蹟名勝天然紀念物保存法」公布以後とされる。²⁶ 知久家保存会はこうした社会の流れの中で設立の機運が高まったものと思われる。²⁷ では、知久家保存会設立の意図について、やや長文となるが、次の史料を確認したい。²⁸

【史料一三一】

知久家史蹟保存会主意書

知久家ハ建御名方命ノ神胤ニシテ、太古以来連綿トシテ我信濃国ノ豪族タリ、其間ハ科野国造及ビ諏訪国造ニナリ、或ハ諏訪大神ノ大祝トナリテ世々其職ニ任ゼリ、中世左衛門五郎信貞、神峯ニ居城シ、天龍川東ノ地ヲ領有シテ伊奈ノ霸王タリ、信貞武芸ニ長ジ時ニ射術ニ妙ヲ得、征夷大將軍宗尊親王ノ招キニ応ジテ屢々射礼ヲ鎌倉ニ行ヒ歸リテ八幡大神ノ祠ヲ箕輪庄ニ建テ、繪旨ヲ奉ジテ文永寺ヲ知久庄ニ創立シ、又泉龍院ノ再興ヲナセリ、男淳幸行性ト称ス、征夷大將軍久明親王ノ命ヲ奉ジテ普賢堂ヲ諏訪郡諏訪大神ノ祠地ニ建テ、又日輪寺ヲ箕輪庄ニ建□孫敦信行將ト称ス、亦五輪塔并ニ梵鐘ヲ諏訪大神ノ祠ニ奉建シ法全寺ヲ南

山莊ニ開基ス、敦信ノ孫敦貞、祐超ト号シ勤王ノ志厚ク、信濃官征東將軍宗良親王ヲ奉ジテ忠勤至ラザルナク、実ニ信濃ニ於ケル南朝ノ重鎮タリ、親王其功ヲ賞シテ郷義弘作ノ名刀一口ヲ賜フ、其女親王ノ妃トナリテ王子尹良ヲ生ム、親王大ニ喜ビ直チニ其着スル所ノ錦ノ直衣ヲ脱シテ之ヲ祐超ニ賜フ、祐超亦外祖ヲ以テ尹良親王ヲ輔翼シ専心恢復ヲ図ル、其功ニヨリテ錦ノ母衣ト旗トヲ賜ハル、現ニ知久家ノ重宝タリ、其孫頼矯ハ興禪寺ヲ知久郷ニ開キ、頼元野池神社ヲ再建ス、弘治二年武田晴信等来リテ神ノ峯ヲ攻ム、大和守頼元邀ヘ戦フテ敗レ、嫡子頼康以下多ク戦死シ、城終ニ陥ル、頼元伝家ノ宝物ヲ捧持シ遁レテ今川義元ニ依ル、天正年間次子頼氏徳川家康ニ属シ祖先所領ノ内伊那郡六十九ヶ村高六千貫文（拾万石）ノ地ヲ給ハリ、再ヒ神ノ峯ニ居ラス、頼氏ノ妻ハ遠州木寺宮ニシテ龍松院第二ノ姫君ナリ、先キニ頼康毘沙門堂ヲ安養寺ニ再建セシカ、頼氏ニ至リテ文永・安養ノ二寺ヲ再興ス、其功ニヨリテ従四位下ニ叙セラル、頼氏ノ死スルヤ、嗣子則直尚幼ナリ、飯田城主菅沼大膳亮ニ預ケアル、既ニシテ大膳礼ヲ失ス、則直母子去ツテ小田原城主大久保忠世ニ依リ再ビ徳川家康ニ属ス、家康其名族ニシテ將ニ家名ノ断絶センコトヲ惜シミ、阿島・田村・河野・南原ノ四邑及ビ虎岩ノ一部三千石ヲ給シ、伊那七士ノ旗頭ヲ命ス、則直既ニ長ジテ居館ヲ阿島ニ設ケ移テ此ニ居ル、実ニ慶長九年ナリ、元和六年九月交代寄合席ニ列シ、小笠原・座光寺ノ二氏ト共ニ信濃衆ト称シ、其筆頭トシテ柳間大名格ヲ以テ待遇セラル、浪合・小野川・帯川・心川ノ四閔ヲ守備シ信州取締被仰付、御役世襲タリ、慶長十年尹良親王ノ祠ヲ浪合ニ建立シ奉リ毎年三月十五日ヲ以テ祭典ヲ執行セリ、伊左衛門昌直觀音堂ヲ増建シ、水道ヲ開キテ藩中ノ飲用ニ供シ、塘ヲ穿ツテ旱魃ニ備ヘ瀧川井ヲ開キテ田圃ヲ養フ、男頼久天龍河ノ水ヲ引キテ新田ヲ拓キ、元文ノ凶作ニハ倉粟ヲ開キテ窮民ヲ恤ミ、寛保二年八月ニハ宗良親王ノ供養塔ヲ遠州井伊谷龍潭寺ニ建立セリ、凶書之助頼福淵静寺ヲ創立ス、明治維新ニ際シテハ左衛門五郎頼謙王事ニ勤メ、慶応四年正月総督府ノ命ニヨリ浪合・小野川・帯川・心川ノ四閔及ビ碓氷峠ノ新閔ヲ守備セリ、三月京師ニ朝シ、四月軍資金八拾両米四拾石ヲ総督府ニ献ズ、五月太政官ヨリ高三千石本領安堵従前ノ通り被仰付、六月中太夫ニ任ゼラル、明治元年士族ニ列シ家禄五百石ヲ賜ハル、同五年家禄ヲ奉還シテ帰農ス（明治二十九年再ビ士族ニ復ス）、爾来子孫萎微振ハズ僅ニ其 （シキトク） □ ヲ存スルノミ、サレド知久氏ノ功タルヤ永ク湮滅スベカラズ、神代以後信濃國ノ重鎮ニシテ或ハ南朝ニ仕ヘテハ忠節ヲ尽シ幕府ニ仕ヘテハ其職ヲ完フシ、明治維新ニ際シテハ王事ニ勤メ或ハ神祠ヲ建テ寺院ヲ開キ堤防ヲ築キ田畝ヲ拓キ窮民ヲ恤ム等枚挙ニ暇アラズ、而シテ古ニ於テハ再ビ官家ト婚ヲ結バレ、現時尚近親ニシテ華族ニ列セラル、モノ数多アリト云フ。嗚呼コノ光荣アル名家ヲシテ徒ニ世ニ埋没セシムルハ、志アルモノ、当ニ忍ビザル処アリ、不肖有志等相謀テ

尚深くコノ史蹟ヲ調査シ、広ク其功績ヲ表彰シテ以テ不朽ニ伝ヘンコトヲ期ス、冀ハクハ、江湖ノ諸賢聊本会微意ノ存スル処ヲ諒察セラレ奮テ御贊助アランコトヲ

大正二年二月十一日 紀元佳節

【史料一三一】

知久家史蹟保存会総則

一本会ノ目的ハ建御名方命ノ神胤ニシテ世々信濃ノ豪族タリ勤王家タリシ知久家ニ関スル史蹟ヲ調査シ、其功績ヲ表彰シテ以テ之ヲ不朽ニ伝ヘント欲スルニアリ

一本会ヲ知久家史蹟保存会ト称シ、本部ヲ知久家邸内ニ置キ、必要ニ応ジ支部ヲ設クルコト

一本会ノ事業左ノ如シ

1. 知久家関係史料ヲ蒐集シ史蹟ヲ保存スルコト
2. 知久家事績ヲ編纂頒布スルコト
3. 知久家累世ノ功績ヲ表彰スルコト
4. 記念文庫ヲ創立スルコト

すなわち、「主意書」において、知久家の出自は諏訪一族であるとした上で、歴代当主の皇室との関わりや徳川幕制下における同家の待遇や善政の様子等の事績を強調し、「現時尚近親ニシテ華族ニ列セラル、モノ数多」く、又交代寄合家の中には華族となる者がいる中で、平民となった「光荣アル名家」の「史蹟」・「功績」を「表彰」（顕彰）することが目的であると宣言としている。そして、「総則」において、史蹟調査の成果を世間に周知（頒布）し、知久家「表彰」の根拠となる「史蹟」を「保存」、最終的には「記念文庫」設立と知久家への会務の引き継ぎを目指すとしているのである。

知久家保存会の運営は主に旧臣・旧領地出身者（但し、村長・村会議員などを歴任するような指導者）などにより構成される「発起人」（表8）の中から、幹事や庶務、会計を選出して行ったようである。また、知久家保存会の趣意に賛成し「保存金品」を寄贈する者を「賛助会員」とし、単に賛成の意を表明する者を「賛成員」（表9）とする事を定めている。この「賛成者」にはのち

【表8】「知久家史蹟保存会」発起人一覧

| No | 肩書ないしは居住地 | 名前 | 備考 |
|----|------------------|-------|---|
| 1 | 長野県松本高等女学校長 | 唐澤貞治郎 | 大正13年(1924)刊行、『贈位記念 近藤山本両志小伝』編者カ |
| 2 | 会計検査院第一課長 | 河野秀男 | (1874~1938)。信濃国下伊那郡河野村中曾根の河野丈五郎の長男として生まれる。衆議院書記官、会計検査院書記官、会計検査院長、貴族院議員などを歴任。 |
| 3 | 旧臣 | 後藤直人 | (1849~?)。知久家譜代家臣。番頭、公用人をつとめる。帰農後は教員、神職を歴任。 |
| 4 | 旧臣 | 矢澤潤弥 | |
| 5 | 旧臣 | 中津川階造 | |
| 6 | 旧臣 | 西川五郎 | |
| 7 | 旧臣 | 下平庸一 | 喬木村収入役(明治33年(1900)10月~同37年(1904)11月)、同村村会議員(明治40年(1907)4月、大正2年(1913)4月当選) |
| 8 | 旧臣 | 山口建助 | |
| 9 | 旧臣 | 松永一至 | 喬木村長(大正5年(1916)1月~同9年(1920)1月) |
| 10 | 旧臣 | 小林作弥 | |
| 11 | 在京旧臣 | 山口愛一 | |
| 12 | 在京旧臣 | 山口誠 | |
| 13 | 在京旧臣 | 山口三郎 | |
| 14 | 在京旧臣 | 松永央介 | |
| 15 | 在京旧臣 | 佐久間衡治 | |
| 16 | 在京旧臣 | 市瀬鷹之助 | |
| 17 | 在京旧臣 | 虎岩権次 | |
| 18 | 在京旧臣 | 深谷正男 | |
| 19 | 在京旧臣 | 深谷秀穂 | |
| 20 | 在京旧臣 | 佐久間参男 | |
| 21 | 長野県下伊那郡喬木村阿島 | 城下久太郎 | 喬木村村会議員(明治22年(1889)4月、同34年(1901)4月当選)、同村収入役(明治25年(1892)10月~同29年(1906)10月) |
| 22 | 長野県下伊那郡喬木村阿島 | 村澤寛一 | 喬木村村会議員(大正2年(1913)4月当選、大正6年(1917)6月~同10年(1921)4月) |
| 23 | 長野県下伊那郡喬木村阿島 | 河原文之助 | (1863~1945)。信濃国下伊那郡阿島村に生まれる。飯田に出て油業を営み、又自村の村会議員・郵便局長をつとめた。 |
| 24 | 長野県下伊那郡喬木村阿島 | 長谷川一郎 | |
| 25 | 長野県下伊那郡喬木村阿島 | 市瀬善治 | (1849~1905)。信濃国下伊那郡阿島村に生まれる。「簡易養蚕法」・「養蚕実業問答」などを著わし、蚕業発展に尽力。喬木村村会議員(明治43年(1910)4月当選) |
| 26 | 長野県下伊那郡喬木村阿島 | 片桐泰太郎 | 喬木村村会議員(明治22年(1889)4月、同25年(1892)4月、同28年(1895)4月、同31年(1898)4月、同34年(1901)4月、同40年(1907)4月当選、大正6年(1917)6月~同10年(1921)4月) |
| 27 | 長野県下伊那郡喬木村阿島 | 湯浅豊五郎 | 医師 |
| 28 | 長野県下伊那郡河野村 | 澤柳賢宗 | 喬木村村会議員(明治37年(1904)4月、同43年(1910)4月当選、大正6年(1917)6月~同10年(1921)4月、同14年(1925)4月~昭和10年(1935)6月) 同村村長(大正14年(1920)10月~昭和10年(1935)2月) |
| 29 | 長野県下伊那郡河野村 | 吉澤秀穂 | |
| 30 | 長野県下伊那郡喬木村阿島小学校長 | 松澤三吉 | 喬木村村会議員(明治43年(1910)4月当選) |
| 31 | (長野県下伊那郡神稲村供野) | 松尾為誠 | 信濃国下伊那郡供野村名主松尾佐治右衛門家、松尾多勢子(1811~1894)の三男。 |
| 32 | (長野県下伊那郡神稲村供野) | 松尾珣臣 | 信濃国下伊那郡供野村名主松尾佐治右衛門家カ |
| 33 | (下伊那郡神稲村伴野) | 原英 | |
| 34 | 長野県下伊那郡神稲小学校長 | 中田鏡 | |
| 35 | (長野県下伊那郡神稲村) | 片桐達治 | 長野県下伊那郡神稲村長(明治36年(1903)9月~大正9年(1920)11月) |
| 36 | (下伊那郡神稲村田村) | 河野恒蔵 | 郵便局長 |
| 37 | (下伊那郡神稲村) | 大澤俊忠 | |
| 38 | (下久堅村長) | 平澤興一 | |
| 39 | 長野県下伊那郡下久堅小学校長 | 松岡吉太郎 | |
| 40 | (長野県下伊那郡河野村) | 芦部三重 | 河野村長(明治30年(1897)10月~同42年(1909)4月) |
| 41 | 長野県下伊那郡河野村小学校長 | 野中正治 | |
| 42 | (長野県下伊那郡河野村) | 芦部丑太郎 | 河野村長(明治26年(1893)4月~同年12月) |
| 43 | - | 河野桂之進 | |
| 44 | (長野県下伊那郡河野村) | 片桐久 | 信濃国下伊那郡河野村片桐久治郎・長九郎家カ |
| 45 | (陸軍軍医) | 矢澤弘水 | |
| 46 | - | 奥村収蔵 | |
| 47 | (下伊那郡大島村) | 矢澤豊之助 | |
| 48 | 長野県下伊那郡上瀬小学校長 | 城下清一 | 城下久太郎の息子、喬木村村会議員(大正10年(1921)4月~昭和4年(1929)4月) |
| 49 | 松本税務署 | 岡島馬太郎 | |
| 50 | 東京浅草区役所 | 宇佐美良穂 | 宇佐美和太郎(喬木村村会議員経験者)の息子、阿島出身 |
| 51 | 大阪府天王寺師範学校 | 後藤俊三 | 旧臣後藤直人三男 |

出典：知久家文書15-1「自大正二年二月発起人賛成員仮名簿」(喬木村歴史民俗資料館所蔵)より作成。

※項目「備考」の経歴については、知久家文書15-14「諸名士芳名録」、後藤家文書「履歴書(後藤直人)」(喬木村歴史民俗資料館所蔵/史料番号は付されていない)、『国史大辞典』(吉川弘文館、1979年~1997年)、『日本人名大事典』(講談社、2001年)、『豊丘村誌』(豊丘村誌刊行会、1975年)、『喬木村誌』(喬木村誌刊行会、1979年)等の記載に基づく。

に「史蹟名勝天然紀念物調査会」委員等を務めた三上参次らが名を連ねており、知久家の系譜等について学術的なアドバースなどを行っている。⁽⁶⁾ なお、大正三年（一九一四）前後に作成されたと思われる「諸名士芳名録」⁽⁷⁾（「諸名士」の署名が自筆ではない点には留意）という史料には【表10】の通り、知久家親戚や旧臣はもちろん、長野県（旧信濃国）出身者を中心とした政府要人・議員・軍人・官僚・学者・地元教育者・旧領民（主に村長・村会議員等の経験者）等の人々が名を連ねている。この「諸名士芳名録」が知久家保存会の活動に「賛成」する者の一覧であるならば、信濃の名族である知久家由緒の保存・顕彰が各界の著名人から旧領地出身者に至るまで幅広く支持されていたといえる。

② 知久家保存会の活動実態

知久家保存会の活動実態について、例えば、大正四年（一九一五）七月には、「後藤君」（知久保存会発起人で旧臣の後藤直人であろうか）らが「知久敦貞公御遺蹟調査」のため、埼玉県北葛飾郡八代村二本木の知久貞三郎家を訪問している。⁽⁸⁾ この時の調査は、「葛飾郡長」武田熊吉の仲介により行われ、「近郷屈指ノ大家家」であった知久貞三郎宅で「敦貞公ノ事」について聞き取りが行われた。その結果、①「往古ハ此辺一円幸手領内田□ノ庄ト唱ヘル」場所であったが、そこは「知久右衛門八公」が落ち延びて土着した土地だとされている。そして、古来より知久家は三家あるがどの家が本家であるかは不明である、②聞き伝えによれば、①の話とは別に、信濃国より兄弟三人と

【表9】「知久家史蹟保存会」賛成者一覧

| No. | 肩書 | 名前 |
|-----|---------------------|-------|
| 1 | 東京帝国大学教授・史料編纂官・文学博士 | 三上参次 |
| 2 | 東京女子高等師範学校教授・文学博士 | 関根正直 |
| 3 | 長野県下伊那郡長 | 小西吉太郎 |
| 4 | 長野県下伊那郡郡書記 | 倉澤西之助 |
| 5 | 長野県下伊那郡郡視学 | 池田輪太郎 |
| 6 | 長野県東筑摩郡長 | 武井一郎 |
| 7 | - | 平田盛胤 |
| 8 | 宮内省御歌所参候 | 遠山英一 |
| 9 | 長野県飯田中学校長 | 田中福太郎 |
| 10 | 長野県飯田高等女学校長 | 湯本政治 |
| 11 | 長野県飯田小学校長 | 古川竹治郎 |
| 12 | 兵庫県明石女子師範学校長 | 井田竹治 |
| 13 | 長野県松本中学校教諭 | 服部元彦 |
| 14 | 長野県松本高等学校教諭 | 後藤友一郎 |
| 15 | 長野県松本高等学校教諭 | 寺澤光男 |
| 16 | 教育時論記者 | 堀尾太郎 |
| 17 | 長野県上伊那郡飯島小学校長 | 神谷巨魔司 |

| No. | 肩書 | 名前 |
|-----|---------------|--------|
| 18 | 長野県東筑摩郡書記 | 中村長右衛門 |
| 19 | 長野県松本市市長 | 小里頼永 |
| 20 | 松本女子師範学校校長 | 矢澤米三郎 |
| 21 | 長野県飯田町長 | 野原文四郎 |
| 22 | 下伊那郡会議員 | 松澤厚三 |
| 23 | 元衆議院議員 | 上柳喜右衛門 |
| 24 | - | 上柳緑 |
| 25 | 長野県会議員 | 北原阿智之助 |
| 26 | 長野県諏訪郡長 | 竹下源六 |
| 27 | 長野県諏訪小学校長 | 田中健象 |
| 28 | 長野県諏訪高等女学校 | 岩垂今朝吉 |
| 29 | 長野県松本女子師範学校教諭 | 岩崎長思 |
| 30 | 長野県松本女子師範学校教諭 | 福澤悦三郎 |
| 31 | - | 菟道春千代 |
| 32 | 長野県下伊那郡長 | 石川芹太郎 |
| 33 | - | 米久保喜雄 |
| 34 | - | 日栄萬之助 |
| 35 | 長野県下伊那郡視学 | 有賀峯三郎 |

知久家文書15-11「自大正二年二月発起人賛成員仮名簿」（喬木村歴史民俗資料館所蔵）より作成。

【表10】知久家史蹟保存会「諸名士芳名」一覧

| No. | 肩書 | 爵位 | 名前 | 備考 |
|-----|----------------------|----|---------|--|
| 1 | 宮内大臣 | 伯爵 | 渡邊千秋 | (1843～1921)。明治・大正期の政治家、地方官、宮内官。信濃国諏訪郡長地村に高島藩士渡辺政徳の長男として生まれる。維新時には勤王派として活動し、明治2年(1869)には伊那県に出仕している。 |
| 2 | 東宮侍従・式部宮 | 伯爵 | 亀井茲常 | (1884～1942)。宮内官僚。旧津和野藩主家当主。「祖母ノ妹嫁方」。 |
| 3 | 宗秩寮審議官 | 子爵 | 松平乗承 | (1851～1929)。宮内省、太政官の御用掛を歴任。貴族院議員。三河西尾藩主乗全の五男。日本赤十字社副社長。「□□介室里方」 |
| 4 | | 子爵 | 伊東祐弘 | (1880～1931)。政治家、貴族院議員。旧飫肥藩主家当主。「祖母ノ里方」 |
| 5 | | 子爵 | 堀秀高 | 「母ノ里方(従□)」、信濃国旧飯田藩主家カ |
| 6 | | 子爵 | 松平頼孝 | (1876～1945)。華族、鳥類学者。旧常陸府中藩主家当主。「頼匡ノ里方」。 |
| 7 | | 子爵 | 松平頼平 | (1858～1929)。華族、宮内省御用掛などをつとめる。旧常陸守山藩主家当主。「頼衍里方」。 |
| 8 | | 子爵 | 黒田和志 | (1849～1919)。旧久留里藩主家当主。「頼匡室ノ里方」。 |
| 9 | | 子爵 | 小笠原勤一 | 旧越前勝山藩主家当主。「頼[]ノ里方」。 |
| 10 | | 子爵 | 松平乗長 | (1868～1928)。貴族院議員。肥前蓮池藩主鍋島直紀の六男に生まれ、美濃岩村藩主松平乗命の養子となる。旧岩村藩主家当主。「頼□長子[]室ノ里」。 |
| 11 | | 子爵 | 大久保只一 | 旧小田原藩主家当主。「大正五年十二月二十六日薨去」。 |
| 12 | | 子爵 | 諏訪(忠元カ) | 越後新発田藩主溝口直溥の子。旧信濃国高島藩主諏訪忠誠の養子となる。旧高島藩主家当主。 |
| 13 | | 子爵 | 中山 | |
| 14 | 帝国教育会長 | 男爵 | 辻新次 | (1842～1915)。文部官僚。松本藩士の家に生まれる。文部次官などを歴任。大日本教育界会長、貴族院議員、高等教育会議議員などを務める。「故」。 |
| 15 | 関東都督陸軍大将 | 男爵 | 福島安正 | (1852～1919)。信濃国松本藩出身。陸軍軍人。「故」。 |
| 16 | 陸軍大将 | - | 安東貞美 | (1853～1932)。信濃国飯田藩士安東辰武の三男として生まれる。陸軍軍人。実兄に大審院判事などを歴任した柳田直平(柳田國男養父)がいる。 |
| 17 | 貴族院議員 | - | 伊澤修二 | (1851～1917)。文部官僚。近代教育の開拓者。信濃国高遠藩出身。「故」 |
| 18 | 元京都大学総長 | - | 澤柳政太郎 | (1865～1927)。文部官僚、教育学者。信濃国松本藩士沢柳信任の長男として生まれる。 |
| 19 | 開発社長 | - | 湯本武比古 | (1855～1925)。教育家。信濃国高井郡赤岩村出身。 |
| 20 | 代議士・満鉄副総裁 | - | 伊藤大八 | (1858～1927)。政治家、実業家。信濃国下伊那郡殿岡村出身。「元」。 |
| 21 | 神平地方裁判所長 | - | 今村恭太郎 | (1869～1936)。司法官。神戸・東京など各地方裁判所長、広島控訴院長を歴任。日比谷焼打ち事件の裁判所を務めた。 |
| 22 | 長野県知事 | - | 依田銈次郎 | (1860～1933)。丹波篠山藩士依田秀実の長男として生まれる。内務官僚。群馬県・山形県・広島県の知事を務める。「元」。 |
| 23 | 東京帝国大学教授・史料編纂官・文学博士 | - | 三上参次 | (1865～1939)。播磨国姫路藩士の子として生まれる。歴史学者。 |
| 24 | 宮内省図書・文学博士 | - | 井上頼国 | (1839～1914)。国学者。 |
| 25 | 工学博士 | - | 妻木頼黄 | (1859～1916)。旗本妻木原三郎の長男として生まれる。建築家。 |
| 26 | 東京女子高等師範教授・文学博士 | - | 関根正直 | (1860～1932)。江戸日本橋茅場町の関根只誠の長男として生まれる。国文学者。 |
| 27 | 東京帝国大学教授・東京高師教授・文学博士 | - | 萩野由之 | (1860～1924)。佐渡国雑太郡相川下戸炭屋町の萩野咲蔵の長男として生まれる。歴史学者。 |

旧交代寄合知久家の明治維新

| No. | 肩書 | 爵位 | 名前 | 備考 |
|-----|----------------|----|-------|--|
| 28 | 国学家 | - | 平田盛胤 | (1863～1946)。美濃国郡代戸沢盛恭の子として生まれる。国学者平田延胤の養子となる。 |
| 29 | | 侯爵 | 西園寺公望 | (1849～1940)。京都の公家・徳大寺公純の次男として生まれる。政治家。枢密院議長、政友会総裁、首相等を歴任した。 |
| 30 | | - | 原敬 | (1856～1921)。陸奥国南部藩士原直治の次男として生まれる。政党政治家。衆議院議員、首相を歴任。 |
| 31 | | - | 奥田義人 | (1860～1917)。鳥取藩士奥田鉄蔵の次男として生まれる。官僚、政治家。拓殖務・農商務・文部の次官、衆議院議員、東京市長、貴族院議員などを務める。 |
| 32 | | 男爵 | 加藤高明 | (1860～1926)。政治家。伊藤・西園寺・桂内閣での外相、首相などを歴任。 |
| 33 | | 伯爵 | 山本権兵衛 | (1852～1933)。薩摩藩士山本五百助の六男。海軍軍人・政治家。海相、首相などを歴任。 |
| 34 | | 伯爵 | 大隈重信 | (1838～1922)。佐賀藩出身。政治家。首相、早稲田大学総長を歴任。 |
| 35 | 元帥陸軍大将 | - | 山縣有朋 | (1838～1922)。長州藩山縣有稔の長男として生まれる。陸軍軍人、政治家。法相、内相、首相、枢密院議長を歴任。 |
| 36 | 元帥海軍大将 | - | 東郷平八郎 | (1847～1934)。海軍軍人。薩摩藩出身。連合艦隊司令長官、東宮御学問所総裁などを歴任。 |
| 37 | 元帥海軍大将 | - | 伊東祐亨 | (1843～1914)。海軍軍人。薩摩藩出身。連合艦隊司令長官、大本営幕僚長などを務める。 |
| 38 | 陸軍少将 | - | 高草木重列 | 「死去」 |
| 39 | 会計検査院第一課長 | - | 河野秀男 | (1874～1938)。信濃国下伊那郡河野村中曾根の河野丈五郎の長男として生まれる。衆議院書記官、会計検査院書記官、会計検査院長、貴族院議員などを歴任。 |
| 40 | 帝室会計審査官 | - | 春宮祐一郎 | 「休職トナル」 |
| 41 | 御歌所参□ | - | 遠山英一 | (1863～1955)。長野県出身。歌人、御歌所寄人。 |
| 42 | 大審院判事 | - | 柳田直平 | (1849～1932)。信濃国飯田藩士安藤辰武の次男として生まれる。同藩士柳田家の養子となる。安東貞美は実弟。「休職」 |
| 43 | 宮内省書記官・法制局参事官 | - | 柳田國男 | (1875～1962)。兵庫県神東郡田原村辻川の松岡賢次の六男として生まれる。旧信濃国飯田藩士柳田直平の養子となる。官僚、民俗学の創始者。貴族院書記官長などを歴任。 |
| 44 | | - | 岡村千秋 | (1884～1941)。長野県出身の編集者。昭和2年(1927)郷土研究者を創立。柳田國男と交流し、民俗学関係の本を多く出版した。 |
| 45 | 東京市視学(山梨師範ニ転ズ) | - | 濱幸次郎 | |
| 46 | 長野県理事□ | - | 佐藤寅太郎 | (1867～1943)。教育者、政治家。長野県小諸小学校、県視学、学務課長、信濃教育会長、衆議院議員などを歴任。 |
| 47 | 長野県内務部長 | - | 廣瀬直幹 | 「転任」 |
| 48 | 長野県学務課長 | - | 池田秀穂 | 喬木村助役カ(明治39年(1906)6月～同41年(1908)3月)。「転任」。 |
| 49 | 長野県県□ | - | 米久保仲重 | |
| 50 | 上伊那郡役所 | - | 関川一実 | |
| 51 | 下伊那郡長 | - | 小西吉太郎 | 「飯田町長」 |
| 52 | 下伊那郡書記 | - | 倉澤卯之吉 | 「転任」 |
| 53 | 下伊那視学 | - | 池田輪太郎 | |
| 54 | 上伊那郡長 | - | 鈴木庄之助 | |
| 55 | 上伊那郡書記 | - | (無記名) | |

| No. | 肩書 | 爵位 | 名前 | 備考 |
|-----|-------------------|----|-------|--|
| 56 | 上伊那郡視学 | - | 保崎熊蔵 | |
| 57 | 諏訪郡長 | - | 竹下源六 | |
| 58 | 諏訪郡書記 | - | (無記名) | |
| 59 | 諏訪郡視学 | - | 久保田俊彦 | (1876~1926)。信濃国旧諏訪藩士の子。歌人。別名は島本赤彦。長野県の小学校、校長をつとめながら伊藤左千夫にまなぶ。 |
| 60 | 埴科郡長 | - | 松下金六 | |
| 61 | 東筑摩郡長 | - | 武井一郎 | |
| 62 | 上水内郡長 | - | 河村備衛 | |
| 63 | 新潟地方裁判所検事 | - | 原定男 | (1879~1936)。信濃国下伊那郡河野村土井場の芦部重太郎の次男に生まれた。長じて、松尾村原家の養子となり、後分家して一家を創立。各地方検事を歴任し、昭和9年には大審院検事に任ぜられる。「水戸地方裁判所検事局」。 |
| 64 | 長野市長 | - | 牧野元 | (1861~1921)。信濃国伊那郡鼎村に生まれる。政治家。 |
| 65 | 松本市長 | - | 小里頼永 | (1855~1941)。信濃国松本藩士小里頼命の長男として生まれる。長野県会議長、衆議院議長等を歴任。 |
| 66 | 下伊那郡飯田町長 | - | 野原文四郎 | |
| 67 | 元松本連隊区司令官 | - | 柳生俊久 | |
| 68 | 元松本連隊区司令官 | - | 戸田釜三 | |
| 69 | 飯田連隊区司令官 | - | (無記名) | |
| 70 | 元下伊那郡郡長・農工銀行松本支店長 | - | 濱音之助 | |
| 71 | 飯田中学校 | - | 田中福太郎 | |
| 72 | 飯田高等女学校 | - | 湯本政治 | |
| 73 | 飯田小学校長 | - | 古川竹治郎 | |
| 74 | 上伊那農学校長 | - | 河野齡蔵 | (1865~1939)。長野師範学校卒。登山家、植物学者。長野高女、諏訪高女の校長を歴任。「長野高女」。 |
| 75 | 松本高等女学校長 | - | 唐澤貞治郎 | 大正13年(1924)刊行、『贈位記念 近藤山本両志小伝』編者カ |
| 76 | 松本女子師範学校長 | - | 矢澤米三郎 | |
| 77 | 松本中学校長 | - | 小林有也 | (1855~1914)。和泉伯太藩から選ばれて大学南校で学ぶ。教育者。 |
| 78 | 元長野県師範学校長 | - | 星菊太 | 「転任」 |
| 79 | 長野高等女学校長 | - | 渡辺敏 | (1847~1930)。陸奥二本松藩出身。教育者。福島師範教諭、長野小学校校長、長野高女初代校長などを歴任。「休職」。 |
| 80 | 諏訪中学校長 | - | 田中熊象 | |
| 81 | 諏訪高等女学校長 | - | 岩垂今朝吉 | |
| 82 | 明石女子師範学校長 | - | 井田竹治 | |
| 83 | 下伊那郡書記 | - | 大平伊久弥 | 「四年十二月辞職ス」、「富草ノ人」。 |
| 84 | 阿島小学校長 | - | 松澤三吉 | 喬木村村会議員(明治43年(1910)4月当選)。「市田小学校ニ転ス」。 |
| 85 | 神稲村長 | - | 片桐達治 | 長野県下伊那郡神稲村長(明治36年(1903)9月~大正9年(1920)11月) |
| 86 | 神稲小学校長 | - | 中田鑠 | |
| 87 | 河野村長 | - | 河野鉄一 | 河野村長(明治42年(1909)4月~大正15年(1926)7月) |
| 88 | 河野小学校長 | - | 野中正治 | |
| 89 | 上久堅村長 | - | (無記名) | |
| 90 | 上久堅村長 | - | 熊谷重雄 | |
| 91 | 下久堅村長 | - | 平澤興一 | |
| 92 | 下久堅村長 | - | 松岡吉太郎 | |
| 93 | 元下久方校長・飯島小学校長 | - | 神谷巨魔司 | 松本高等女学校在勤中の知久峯四郎同僚。「死去」。 |

旧交代寄合知久家の明治維新

| No. | 肩書 | 爵位 | 名前 | 備考 |
|-----|-------------------|----|--------|--|
| 94 | 元阿島小学校長・大河原小学校長 | - | 太田浅太郎 | |
| 95 | 上郷小学校長 | - | 峯崎長思 | |
| 96 | 松本女子師範教諭 | - | 福澤悦三郎 | 「転任」 |
| 97 | 松高等女学校教諭 | - | 後藤友一郎 | |
| 98 | 松高等女学校教諭 | - | 岡田邦松 | 「死去」 |
| 99 | 松高等女学校教諭 | - | 寺澤光男 | 「死去」 |
| 100 | 松本税務署 | - | 岡島馬太郎 | |
| 101 | 県□□□上郷村長 | - | 北原阿智之助 | |
| 102 | | - | 北原源三郎 | |
| 103 | | - | 木下重太郎 | 「後藤氏妻君姉里」 |
| 104 | | - | 高田茂 | |
| 105 | | - | 松下直雄 | |
| 106 | | - | 平野桑四郎 | (1864～1934)。信濃国伊那郡栗矢村に生まれる。政治家。智里村村長、県会議員、議長、組合製糸伊那社社長などを歴任。 |
| 107 | | - | 瀧澤清顕 | (1853～1932)。信濃国下伊那郡虎岩村に生まれる。長野県医師会長、信産銀行頭取、信濃時事新聞社長などを歴任。 |
| 108 | 元下伊那郡視学・小県郡視学 | - | 三井弥太郎 | |
| 109 | 松本小学校長 | - | 三村□八郎 | |
| 110 | 浪合村長 | - | 後藤平吉 | |
| 111 | 浪合小学校長 | - | (無記名) | |
| 112 | 東京〔 〕役所勤・片桐万兵衛支配人 | - | 宇佐見良穂 | 「阿島出身」 |
| 113 | 国見生命保険株式会社支部 | - | 堀内嘉太郎 | 「阿島出身」 |
| 114 | 信毎〔 〕松本市会議員 | - | 牧伊三郎 | |
| 115 | | - | 小笠原鉦一郎 | 旧交代寄合家 |
| 116 | | - | 座光寺盈太郎 | 旧交代寄合家 |
| 117 | | - | 中津與一 | |
| 118 | | - | 矢澤豊之助 | |
| 119 | | - | 宮澤忠三 | 「死去」 |
| 120 | 信濃銀行支店長 | - | 宮澤源太郎 | |
| 121 | | - | 北林□男 | |
| 122 | | - | 宮下里義 | |
| 123 | | - | 原民二郎 | |
| 124 | | - | 部奈格 | |
| 125 | | - | 村田重雄 | |
| 126 | | - | 林俊弥 | |
| 127 | | - | 部奈象治 | |
| 128 | | - | 下平□ | |
| 129 | | - | 知久郷司 | 知久頼謙三男 |
| 130 | | - | 上柳喜右衛門 | |
| 131 | 飯田町長 | - | 上柳緑 | |
| 132 | | - | 野原文四郎 | |
| 133 | | - | 伊原五郎兵衛 | |
| 134 | 信毎特派員 | - | 米久保喜雄 | |
| 135 | | - | 日榮万之助 | |
| 136 | 郡会議員 | - | 島岡善右衛門 | |

| No. | 肩書 | 爵位 | 名前 | 備考 |
|-----|-------|----|-------|---|
| 137 | | - | 川手賢治 | |
| 138 | | - | 岩間忠男 | |
| 139 | 郡会議員 | - | 平澤與一 | 「重出」 |
| 140 | | - | 三石寿一 | |
| 141 | | - | 牧野内永治 | |
| 142 | | - | 山下柳太郎 | |
| 143 | 神ノ峯神官 | - | 橋爪ヌボコ | |
| 144 | 郡会議員 | - | 平澤万太郎 | |
| 145 | | - | 大原慶一 | (1865~1924)。信濃国下伊那郡林村大原伴衛の子として生まれる。百十七銀行の監査役、長野農工銀行等の取締役、県会議員、神稲村長を歴任。 |
| 146 | 神稲村伴野 | - | 松尾琢臣 | 信濃国下伊那郡供野村名主松尾佐治右衛門家カ |
| 147 | | - | 片桐良弥 | (1856~1920)。信濃国下伊那郡田村村に生まれ、下伊那生糸同業組合副組長、郡会議員、県会議員、県参事会員などを歴任した。 |
| 148 | | - | 片桐万兵衛 | (1852~1921)。信濃国下伊那郡田村池田太左衛門の四男に生まれる。親戚である片桐満米の養子となる。金融業で富を築き、公共事業への私財への投資を惜しまなかった。 |
| 149 | | - | 大澤千太郎 | |
| 150 | | - | 河野桂之進 | |
| 151 | 河野村長 | - | 芦部三重 | 河野村長 (明治30年 (1897) 10月~同42年 (1909) 4月) |
| 152 | | - | 芦部丑太郎 | 河野村長 (明治26年 (1893) 4月~同年12月) |
| 153 | | - | 河野嘉計 | |
| 154 | | - | 松下金平 | |
| 155 | | - | 松下元四郎 | |
| 156 | | - | 北村鏡治郎 | |
| 157 | | - | 松下喜太郎 | |
| 158 | | - | 福興和久次 | |
| 159 | | - | 荻島直太郎 | |
| 160 | | - | 伊藤直太郎 | |
| 161 | 郡会議員 | - | 澤柳賢宗 | (1875~1935)。下伊那郡喬木村伊久間区出身。伊久間区長、喬木村村会議員、喬木村名誉村長などを歴任。 |
| 162 | | - | 吉澤秀雄 | 喬木村長 (明治28年 (1895) 8月~同30年 (1897) 8月) |
| 163 | | - | 吉澤陸三郎 | 喬木村村会議員 (明治32年 (1899) 4月当選) |
| 164 | | - | 宮下藤兵衛 | 喬木村長 (明治31年 (1898) 2月~同32年 (1899) 1月) |
| 165 | | - | 原治六郎 | |
| 166 | | - | 池田九郎治 | 喬木村長 (明治32年 (1899) 3月~同34年 (1901) 5月) |
| 167 | | - | 羽生増吉 | 喬木村村会議員 (明治43年 (1910) 4月当選) |
| 168 | | - | 相生竹治郎 | |
| 169 | | - | 木下宗義 | 「タマキサンノ里」 |
| 170 | | - | 原九右衛門 | 「西川五郎氏実家」 |
| 171 | 医師・旧臣 | - | 加藤倉次 | |
| 172 | | - | 大原久雄 | |
| 173 | (旧臣) | - | 後藤直人 | (1849~?)。知久家譜代家臣。番頭、公用人をつとめる。帰農後は教員、神職を歴任。 |
| 174 | (旧臣) | - | 下平厩一 | 喬木村収入役 (明治33年 (1900) 10月~同37年 (1904) 11月)、同村村会議員 (明治40年 (1907) 4月、大正2年 (1913) 4月当選) |
| 175 | (旧臣) | - | 西川五郎 | |
| 176 | | - | 湯浅豊五郎 | 医師、「死去」 |

旧交代寄合知久家の明治維新

| No | 肩書 | 爵位 | 名前 | 備考 |
|-----|---------|----|---------|--|
| 177 | (旧臣) | - | 中津川階造 | |
| 178 | (旧臣) | - | 矢澤潤弥 | |
| 179 | | - | 山口健助 | |
| 180 | (旧臣) | - | 大島庸助 | |
| 181 | (旧臣) | - | 知久力四郎 | |
| 182 | (旧臣) | - | 松永一至 | 喬木村長 (大正5年 (1916) 1月~同9年 (1920) 1月) |
| 183 | | - | 村澤寛一 | 喬木村村会議員 (大正2年 (1913) 4月当選、大正6年 (1917) 6月~同10年 (1921) 4月) |
| 184 | | - | 城下久太郎 | 喬木村村会議員 (明治22年 (1889) 4月、同34年 (1901) 4月当選)、同村収入役 (明治25年 (1892) 10月~同29年 (1906) 10月) |
| 185 | | - | 河原文之助 | (1863~1945)。信濃国下伊那郡阿島村に生まれる。飯田に出て油業を営み、又自村の村会議員・郵便局長をつとめた。 |
| 186 | | - | 長谷川一郎 | |
| 187 | | - | 市ノ瀬善治 | (1849~1905)。信濃国下伊那郡阿島村に生まれる。「簡易養蚕法」・「養蚕実業問答」などを著わし、蚕業発展に尽力。喬木村村会議員経験者。 |
| 188 | | - | 片桐泰太郎 | 喬木村村会議員 (明治22年 (1889) 4月、同25年 (1892) 4月、同28年 (1895) 4月、同31年 (1898) 4月、同34年 (1901) 4月、同40年 (1907) 4月当選、大正6年 (1917) 6月~同10年 (1921) 4月) |
| 189 | | - | 原唯治郎 | 喬木村村会議員 (大正2年 (1913) 4月当選、大正6年 (1917) 6月~昭和12年 (1937) 4月) |
| 190 | | - | 市ノ瀬幾弥 | 喬木村村会議員 (明治34年 (1901) 4月当選) |
| 191 | | - | 市ノ瀬義三郎 | |
| 192 | | - | 市ノ瀬八百次郎 | 喬木村村会議員 (明治31年 (1898) 4月当選) |
| 193 | | - | 松澤太六 | |
| 194 | | - | 東原丑六 | |
| 195 | | - | 小澤馬太郎 | 喬木村村会議員 (明治43年 (1910) 4月当選) |
| 196 | | - | 松澤兵太郎 | 喬木村村会議員 (明治43年 (1910) 4月当選) |
| 197 | | - | 市ノ瀬市蔵 | |
| 198 | | - | 市ノ瀬京三 | 喬木村村会議員カ (明治37年 (1904) 4月当選) |
| 199 | 陸軍大学 | - | 市ノ瀬源助 | |
| 200 | 徳島病院 | - | 稲葉成策 | |
| 201 | (旧臣) | - | 林三郎 | |
| 202 | (旧臣) | - | 山口愛一 | |
| 203 | (旧臣) | - | 山口誠 | |
| 204 | (旧臣) | - | 山口三郎 | |
| 205 | (旧臣) | - | 佐久間衡治 | |
| 206 | (旧臣) | - | 松永央介 | |
| 207 | (旧臣) | - | 虎岩権次 | |
| 208 | (旧臣) | - | 市ノ瀬鷹之助 | |
| 209 | (旧臣) | - | 深谷正男 | |
| 210 | (旧臣) | - | 深谷秀穂 | |
| 211 | (旧臣) | - | 佐久間参男 | |
| 212 | | - | 片倉兼太郎 | |
| 213 | | - | 神山正樹 | |
| 214 | | - | 南信新聞社 | |
| 215 | 長野新聞特派員 | - | 山田□邦 | |
| 216 | | - | 信濃毎日新聞社 | |

| No. | 肩書 | 爵位 | 名前 | 備考 |
|-----|------------|----|----------------|--|
| 217 | | - | 長野新聞社 | |
| 218 | | - | 南信日々新聞社 | |
| 219 | | - | 信濃民報社 | |
| 220 | | - | 信濃日報社 | |
| 221 | | - | 深志日報社 | |
| 222 | | - | 信州教育会 下伊那部会 | |
| 223 | | - | 信州教育会 上伊那部会 | |
| 224 | | - | 信濃教育会 | |
| 225 | | - | 信濃史談会 | |
| 226 | | - | 信濃□□□□ 諏訪□□ | |
| 227 | | - | 泉龍院 | 信濃国下伊那郡河野村（現長野県下伊那郡豊丘村）にある曹洞宗の寺。池康山と号す。知久氏が開基となり、以来知久家の尊崇を得る。 |
| 228 | | - | 文永寺 | 信濃国下伊那郡南原村（現長野県飯田市南原）にある真言宗の寺。南原山と号す。文永年中（1264～1275）、伴野莊地頭知久信貞の創建説、その子敦幸の建立説がある。 |
| 229 | | - | 玉川寺 | 信濃国下伊那郡柏原村（現長野県飯田市上久堅）にある曹洞宗の寺。宝勝山と号す。開基は知久頼為、開山は雪岫瑞秀、文亀年間（1501～1504）の開創とされる。 |
| 230 | | - | 日輪寺 | 信濃国上伊那郡南小河内村（現長野県上伊那郡箕輪町）にある真言宗の寺。知久沢山と号す。開基は知久氏。 |
| 231 | | - | 安養寺 | 信濃国下伊那郡阿島村（現長野県下伊那郡喬木村阿島）にある真言宗の寺。寺浦山と号す。室町中期の創建とされ、知久氏の尊崇を得る。 |
| 232 | | - | 興禪寺 | 信濃国下伊那郡柏原村（現長野県飯田市上久堅中宮）にある寺。神応山と号す。知久氏によって応永年中（1394～1428）に創建されたとされる。 |
| 233 | | - | 東岸寺 | 信濃国下伊那郡田村村（現長野県下伊那郡豊丘村）にある曹洞宗の寺。長松山と号す。知久頼康が中興となり、知久家の尊崇を得た。 |
| 234 | | - | 龍潭寺 | 遠江国引佐郡井伊谷村（現静岡県引佐町）にある臨済宗の寺。万松山と号す。寛保2年（1742）、阿島知久家4代目当主知久頼久が宗良親王の供養塔を建立する。 |
| 235 | 官幣大社 | - | 諏訪明神 | 諏訪大社 |
| 236 | 諏訪明神司 | - | 安東正胤 | |
| 237 | 教育□□記者 | - | 堀尾石峰 | |
| 238 | 宮内省総務課長秘書官 | - | 近藤久敬 | |
| 239 | | - | 羽生□太郎 | |
| 240 | | - | 太田貞一 | |
| 241 | | - | 松尾為誠 | 信濃国下伊那郡供野村名主松尾佐治右衛門家、松尾多勢子（1811～1894）の三男。 |
| 242 | | - | 原英 | |
| 243 | 郵便局長 | - | 河野恒蔵 | |
| 244 | | - | 大澤俊忠 | |
| 245 | | - | 片桐久 | 信濃国下伊那郡河野村片桐久治郎・長九郎家カ |
| 246 | | - | 奥村収蔵 | |
| 247 | 陸軍軍医 | - | 矢澤弘水 | |

旧交代寄合知久家の明治維新

| No | 肩書 | 爵位 | 名前 | 備考 |
|-----|-----------|----|--------|---|
| 248 | 松尾村長 | — | □本勝太郎 | |
| 249 | 代議士 | — | 樋口秀穂 | |
| 250 | | — | 後藤□道 | 旧臣後藤直人長男 |
| 251 | 大坂天王寺師範学校 | — | 後藤俊三 | 旧臣後藤直人三男 |
| 252 | | — | 後藤卓爾 | 旧臣後藤直人次男。喬木村助役（大正8年（1919）6月～昭和2年（1927））。 |
| 253 | | — | 林政穂 | |
| 254 | 内閣御用掛 | — | 国分種徳 | |
| 255 | 宮内省所用掛 | — | 多田好問 | (1845～1918)。京都出身。官吏。内閣書記官等を歴任。記録課長として皇室行事の典例調査に従事。「死去」。 |
| 256 | 諸陵寮考□課長 | — | 増田千信 | |
| 257 | 文学博士 | — | 黒板勝美 | (1874～1946)。大村藩士族黒板要平の長男として生まれる。歴史学者。東京帝国大学教授。 |
| 258 | 文学博士 | — | 辻善之助 | (1877～1955)。歴史学者。東京帝国大学教授、同史料編纂所所長。 |
| 259 | 文学博士 | — | 吉田東伍 | (1864～1918)。越後国北蒲原郡保田町に生まれる。歴史学者。「故」。 |
| 260 | | — | 服野琢郎 | |
| 261 | | — | 日高秩父 | (1853～1920)。梅溪。内大臣秘書官、東宮御学問所御用掛などをとめる。 |
| 262 | 歌学者 | — | 菟道春千代 | |
| 263 | 親戚（分家） | — | 知久貞三郎 | 埼玉県北葛飾郡八代村二本木居住 |
| 264 | 下伊那郡長 | — | 石川斧太郎 | 「転任」 |
| 265 | 下伊那郡視学 | — | 有賀峯太郎 | 「転任」 |
| 266 | 阿島出身 | — | 市瀬豊三郎 | |
| 267 | 宮内省図書寮 | — | 武川留三郎 | 「林三郎氏知人」 |
| 268 | | — | 太田□郎 | |
| 269 | | — | 宇佐美良穂 | 宇佐美和太郎（喬木村会議員経験者）の息子、「阿島」 |
| 270 | | — | 下村哇吉 | |
| 271 | | — | 小野泉太郎 | |
| 272 | | — | 小間勇蔵 | |
| 273 | 旧臣 | — | 小林秀雄 | |
| 274 | | — | 石澤介吉 | |
| 275 | | — | 高草木秀子 | |
| 276 | | — | 高草木重孝 | |
| 277 | | — | 高草木たまよ | |
| 278 | | — | 高草木重敬 | |
| 279 | 文部省普通学務局 | — | 清水福市 | 「上久堅村出身」 |
| 280 | | — | 横田久雄 | |

出典：知久家文書15-14「諸名士芳名録」（喬木村歴史民俗資料館所蔵）より作成。

※本史料は大正3年（1914）前後に作成され、「死去」・「故」・「転任」（項目「備考」参照）など適宜加筆されたと考えられる。

※項目「備考」の経歴については、佐藤寅太郎編『信濃人物志』（文正社、1922年）、『国史大辞典』（吉川弘文館、1979年～1997年）、『日本人名大事典』（講談社、2001年）、『豊丘村誌』（豊丘村誌刊行会、1975年）、『喬木村誌』（喬木村誌刊行会、1979年）等の記載に基づく。

その家臣が落ち延びてきた土地であり、その三家とは、「知久貞三郎」家（北葛飾郡八代村二本木）、「知久貞幹」家（同郡桜井村字荻橋）、「知久宗右衛門」家（千葉県東葛飾郡二川村字柏寺）である。^③近年、宗右衛門家も貞幹家も「大ニ衰微シ」たため、宗右衛門家では「知久家ニ関する不動尊」などを売却した、^④貞幹家は信州より主従六人で落ち延び、荻橋を開発して土着したが、二代目に至って「不如意」に陥ったために、荻橋より北方へ一里余先にある二本木へ落ち着いた。これが貞三郎家の祖先である。また、貞幹家には旧記などを所蔵していたがすでに焼き捨てられた、^⑤知久貞三郎家秘蔵の「不動尊」に「五所車」^(御)（他に「丸二釵花菱」・「隅切角ニ花菱」）を確認する、等の調査結果を得ている。その後、知久貞三郎家には「多少旧記モ有之由ナレトモ目下他へ謄写ニ遣シ」ているため、後日調査者の後藤らへ回送する約束をする。一方、後藤らからは「先方ノ希望ニ依リ絵図面等回家へ貸置」、知久家保存会の趣意書（印刷物）を残して知久貞三郎家をあとにしている。本調査の結果を受けてだろうか、前述の「諸名士芳名録」（大正三年頃作成）には、知久貞三郎家が「親戚分家」と位置付けられている。⁽⁷⁹⁾その他、大正一三年（一九二四）には、知久家家臣の家系図などを筆写するなど古文書調査を行っている。⁽⁸⁰⁾

③ 知久峯四郎による知久氏研究

知久峯四郎（一八七三～一九五九）は、頼謙の孫である光子の婚養子として知久家を相続した人物である。⁽⁸¹⁾峯四郎は婚養子ではあったが、教員（松本高等女学校、兵庫県明石女子師範学校などに勤務）として職務に励む傍ら、熱心に知久氏の研究を行っている。蔵書へ記名する際には、「南朝之忠臣知久四郎左衛門尉従四位下土佐守神淳貞之後裔知久峯四郎」や「神家後裔知久峯四郎」と記すなど、知久家の由緒に強い関心を抱いていたようである。彼はそうして蒐集した知見を、『知久家史料』⁽⁸⁴⁾（一～四巻／大正五年（一九一六）～同九年（一九二〇）頃作成）や『尹良親王御生母之事（知久峯四郎述）』⁽⁸⁵⁾等と題して冊子にまとめている。また、研究にあたっては、例えば「東京帝国大学文科大学内史料編纂掛に三上文学博士を訪問し、其指揮により閲覧の上、其要点を筆記せしむの左の如し」（大正五年（一九一六）八月二九日）と、峯四郎自身が直接に東京帝国大学史料編纂所の三上参次のもとを訪れて知久家に関する古文書等を閲覧・筆写している。そして、その成果を前述『知久家史料』などに「神峯生知久峯四郎曰ハク」・「南峯曰」という形で、知久家をめぐる歴史的事項（通説）に私見を述べている。⁽⁸⁶⁾時には、南朝の皇族である宗良親王や尹良親王に関する「古文書類」の多くが、「尾州・遠州ノ人若クハ之ニ関係ヲ有スル人ノ手ニヨリテ成レルモノニシテ信州ニ於ケル實際ト相合セザルガ如キハ頗ル遺憾ナリトス」として、知久家保存会の発起人でもある唐澤貞治郎（長野県松本高等女学校長）から『信濃三代伝記』（知

久峯四郎曰く「コノ書ハ稍々實際ニ近ク我家系ト附合スル点多キヲ以テ良参考書ノ一タルベシ」を借用するなど、関係者相互に知久氏研究の深化をはかっている様子が窺える。⁽⁴⁷⁾その他にも、例えば大正九年（一九二〇）八月には「御調査ヲ願度重ナル項目」として、三上参次宛に次の質問を投げかけている。すなわち、①「知久氏家系一般」、②「知久氏ハ本姓神人部、即チ神家ニシテ諏訪氏ト同姓同族ナルコトノ確認」、③「知久敦貞ガ宗良親王、尹良親王ニ奉仕シテ忠勤ヲ励ミタルコトノ確認」、④「知久敦貞ノ女、宗良親王ノ妃トナリ王子尹良親王ヲ生ミ奉リタルコトノ確認」、⑤「知久敦貞ノ女、足利直義ノ妾トナリ之義ヲ生ミ、其家ニ匿セリト言ヘル説ノ否定」、⑥「知久頼氏ハ徳川家康ノ命ニヨリテ遠州貴寺ノ宮ヲ妻トナシタルコト」、そして最後には、⑦「知久家ハ信州ニ於ケル名門旧家ニシテ、寧ろ全国稀ナル名族ナルコト世ニ隠レタル家柄ナルコト」と、主に知久家の系譜、とりわけ南朝の皇族である宗良親王とその子・尹良親王を奉じて戦った先祖・知久敦貞についての見解を求めている。⁽⁴⁸⁾

このように大正期において盛んに行われた知久氏研究の背景には、大正四年（一九一五）および同七年（一九一八）における知久敦貞の贈位洩れの経験があったと思われる。すなわち、大正七年（一九一八）一月一日、知久敦貞の贈位に洩れた峯四郎は、「本日御贈位の発表あり（中略）我か先祖に対してハ又々其撰に洩れこと遺憾なり、これ学者に異論あるがためならんか、今後一層の努力を要す、如何にしても其目的を達せずして止むべけんや」と日記に記し、改めて贈位達成を誓っている。知久敦貞への贈位、知久顕彰には、学術的な裏づけが求められたのである。

以上、知久家保存会の設立は、史蹟の調査・保存を通じて知久家の顕彰（「表彰」）をすることを目的とした会であった。明治維新以来、不遇であった知久家にとって、大正期における史蹟保存活動の盛行は、まさに知久家の名誉「恢復」の好機と捉えられたと考えられる。⁽⁴⁹⁾とりわけ、南朝との関わりの深い「知久敦貞」を中心にその研究と由緒の顕彰が行われた。

おわりに

本稿は旧交代寄合知久家の史料を素材として、一交代寄合の明治維新後の歩みについて粗描を試みたものである。以下、本稿で明らかになった事をまとめると次のようになる。

①新政府に対していち早く恭順の意を示した知久家であったが、「知久家ノ衰頹ハ明治ノ政変ニ基」と評されるように、明治維新は知久家衰退の契機となった。すなわち、明治初年より「殿宇」を始めとした家財の売却が始まり、さらには帰農後に旧臣と起こし

た事業に失敗したことによって、知久家当主知久頼謙自らが東京での資金調達に奔走するに至る。

② こうした旧主家の困窮に対して、旧臣たちは義捐金穀募集や知久家「恢復」碑の建立を行うなどの活動を展開する。知久頼温や頼謙の相次ぐ病死に際しても、準備段階から当日の執行に至るまで葬儀を取り仕切っている。また、知久頼謙・頼温が亡くなると、相続人たる光子（知久頼謙の孫）を援け、東京修行の費用や婿探し等も行っている。こうした旧臣たちによる旧主家への積極的な働きかけは、「往古私祖先之為ニ戦功之者一旦廢絶之家芳名ヲ後世ニ遺サンカ為、血統之者ヲ撰シ相続往古私祖先之為ニ戦功之者一旦廢絶之家芳名ヲ後世ニ遺サンカ為、血統之者ヲ撰シ相続」させる場合や「先代格別之勤功之者、右之賞誉トシテ二三男之内勤仕申付」る者など、近世における知久家家臣団が「恩顧譜代ノ者」（少なくとも家臣の家筋に生まれ仕える者）で占められていたことが、君臣の情誼を厚くしたものと思われる。こうした君臣関係のあり方は、旗本でありながら在地に居住し、数百年に渡って知行地を支配した「交代寄合」家に多くみられる傾向であると見通したい。家臣団解体後においても、旧臣たちの心中には、知久家より受けた「旧恩」に報いようとする義務感（「知久家恢復は」旧臣ノ義務）があったのである。とりわけ、知久家の場合には、明治・大正期においても同家の家政（土地や会計の管理）が重立った旧臣により行われていた事が確認できる。一方で、旧領民による積極的な知久家「恢復」に関わる運動は管見の限り確認できないが、義捐米穀の提供に応じるなど、旧領民の義捐米穀提供なくして知久家「恢復」を果たすことは出来なかったと思われる。明治維新後の知久家の困窮がかえって、旧臣や旧領民との関わりを深めたといえるだろう。

③ 知久家保存会の設立は、史蹟の調査・保存を通じて知久家の「表彰」をすることを目的とした会であり、旧領地を越えて長野県出身者を中心とした幅広い人々の賛同が寄せられた。大正期において、長野県が誇るべき名家、郷土の偉人的存在として知久家に対する顕彰運動が展開されるに至るのである。そして、同会の活動と連動してか、知久家当主峯四郎をはじめとして、知久氏研究が活発に行われることとなるのである。

今後は、本稿の前提ともなる、交代寄合知久「家」の基礎的構造、知行所運営の在り方についての検討は勿論、本稿で取り上げた知久家の明治維新後の動向についてもより精緻な分析が求められよう。しかしながら、本稿では基礎的検討に留め、今後の武士身分解体後をも含めた旗本研究や幕政史・地域社会の動向をも踏まえた交代寄合研究の布石としたい。

(1) 長野県下伊那郡喬木村歴史民俗資料館には、知久家文書をはじめ同家旧臣や阿島村の村役人家などの文書が所蔵されている。同資料館には、一般

の閲覧に供されてはいるものの一部に史料番号が付されていない史料群が存在する。例えば、知久家文書（第二次寄贈）や後藤家文書の一部である。本稿では、一般に公開されているにも関わらず史料番号が付されていない史料について、原則として原文書表紙等に記載された原表題を「表題」として出典を明示する。

- (2) 竹内誠編『徳川幕府事典』（東京堂出版、二〇〇三年）、五四～五五頁。
- (3) 深谷博治『新訂華士族秩禄処分の研究』（吉川弘文館、一九七三年）、千田稔『維新政権の秩禄処分』（開明書院、一九七九年）、落合弘樹『秩禄処分』（講談社学術文庫、二〇一五年）。
- (4) 三野行徳『維新时期、旗本家・家臣団解体過程の検討』（『関東近世史研究』第七一号、二〇二二年）。
- (5) 奥田晴樹『旗本領の処分―能登国土方領の事例を中心として（1）』（『立正大学大学院紀要』第二八号、二〇二二年）、同「旗本領の処分―能登国土方領の事例を中心として（2）」（『立正大学大学院紀要』第二九号、二〇二三年）。奥田氏が検討した土方領の処分にあたっては、そのまま直轄県管下に編入されるのではなく、明治三年（一八七〇）、「取締所」という名称で金沢藩の管轄下となる。また、奥田氏は「諸侯」たる旧大名と「士卒」たる旧幕臣とは、禄制上の処遇等に随分な格差があったこと、そして、それは早期に新政府へ帰順した本領安堵組の旧旗本も例外ではなく、徹底的な解体措置がとられたことを指摘している。さらには、新たに創設された「士族」という族籍についても「禄制」という観点からみれば、「そもそも没落するように仕組まれて創置された族籍だった、と言うべきかもしれない」と指摘しており、新禄制が明治維新後の旧旗本たちの行く末を規定する重大な要素であったことがうかがえる。こうした指摘は、本稿で検討する旧交代寄合家（知久家）の明治維新後の動向を考える上で重要である。
- (6) 近世における「旗本」研究については、主に知行所支配の検討という観点から、関東近世史研究会編『旗本知行と村落』（文献出版、一九八六年）、若林淳之『旗本領の研究』（吉川弘文館、一九八七年）、川村優『旗本知行所の研究』（思文閣出版、一九八八年）、同『旗本領郷村の研究』（岩田書院、二〇〇四年）等の豊富な研究蓄積が存在する。近年では、幕末期における旗本家臣団の実態に注目した野本禎司「近世後期旗本家臣団の再生産構造」（『関東近世史研究』第七〇号、二〇一一年）などがある。
- (7) 伊藤孝幸「維新时期における旧交代寄合高木家と領地村方」（『交代寄合高木家の研究』清文堂、二〇〇四年）、石川寛「交代寄合高木家主従の明治維新」（『名古屋大学附属図書館研究年報』第八号、二〇〇九年）。
- (8) 池田勇太「旗本近藤家の明治維新」（『飯田市歴史研究所年報』第八号、二〇一〇年）。
- (9) 落合延孝『猫絵の殿様』（吉川弘文館、一九九六年）、手島仁「新田義貞拳兵六百年祭の史的考察」（『群馬県立歴史博物館紀要』第二七号、

二〇〇六年)。なお、新田岩松家の史料は「新田文庫」(写本や版本を含めて約九〇〇〇点)として、群馬大学総合情報メディアセンターに所蔵されている。

- (10) 近世における交代寄合を素材とした研究は、高木家(美濃衆・西家(二三〇〇石)・北家(一〇〇〇石)・東家(一〇〇〇石)の三家から成る)の検討が多くを占めている(高木家文書は名古屋大学附属図書館の所蔵であり、総点数七万七〇〇〇点に及ぶ史料群である、秋山晶則「名古屋大学所蔵古文書の現況」(『館燈 名古屋大学附属図書館報』No.一三〇/一三一、一九九九年)。例えば、前掲、伊藤孝幸「交代寄合高木家の研究」清文堂、二〇〇四年)所収の諸論文を始め、原昭午「近世美濃における在地領主の家臣団形成について」(『土地制度史学』四(四)、一九六二年)、西田真樹「交代寄合美濃衆高木家の刑罰」(宇都宮大学教育学部紀要』第一部四六(一)、一九九六年)、同「交代寄合美濃衆高木三家領の水問題」(宇都宮大学教育学部紀要』第一部四七(一)、一九九七年)、秋山晶則「旗本交代寄合高木家の治水役儀をめぐって」(『名古屋大学博物館報告』第一六号、二〇〇〇年)など。

- (11) 高家についてのまとまった研究としては、今川・前田家について検討した大石学監修、東京学芸大学近世史研究会編『高家今川氏の知行所支配』(名著出版、二〇〇二年)、大石学編『高家前田家の総合的研究』(東京堂出版、二〇〇八年)など、主に東京学芸大学関係者による共同研究の成果に限られているのが現状であろう。

- (12) 児玉典久「封建領主階級の解体と旧領主階級の近代的投資家への転化過程」(埼玉県立図書館文書館紀要』第六号、一九九二年)、樋口雄彦「旧幕臣の明治維新」(吉川弘文館、二〇〇五年)など。

- (13) 落合弘樹「旧藩主家近代史料の研究―廃藩置県と旧藩社会―」(明治大学人文科学研究所紀要』第六九号、二〇一一年)。

- (14) 内山一幸「明治前期における大名華族の意識と行動―立花寛治の農事試験場建設を事例に―」(『日本史研究』第五七六号、二〇一〇年)など。

- (15) 真辺将之「明治期『旧藩士』の意識と社会的結合」(『史学雑誌』一一四―一、二〇〇五年)、内山一幸「旧藩主家の家政と家令・家扶―旧柳河藩主立花家を事例に―」(『日本歴史』第六九九号、二〇〇六年)、友田昌宏「明治期における旧藩君臣関係の諸相―米沢藩を事例として―」(『歴史』第一二六輯、二〇一六年)。

- (16) 内山一幸「明治二十年代における旧藩主家と地域社会―私立尋常中学橋蔭学館問題を事例に―」(『日本歴史』第七二三号、二〇〇八年)、岸井寛「旧領主の由緒と年忌―亀井茲矩顕彰における藩と地域―」(『歴史評論』七四三号、二〇一二年)など。

- (17) 知久頼謙(一八三五―一八九七)。縄一郎、のち左衛門五郎。文久二年(一八六二)、父知久静衛介頼匡より家督を相続。

- (18) 公〇〇五三一〇〇一〇〇九「知久左衛門五郎上京届并勤王願」(国立公文書館所蔵)。
- (19) 知久家の先祖である知久敦貞は、宗良親王(一三一―一三八五)(後醍醐天皇の皇子にして、尹良親王の父)を奉じて南朝方武將として戦ったとされる。知久家は尹良親王より「紅錦保呂」と「車輪紋」の旗を賜ったとされる。これ以後、知久家は従来使用していた桔梗の紋をやめ、梶の葉と車輪紋(御所車)に改めたとされる、「喬木村誌」(喬木村誌刊行会、一九七九年)、二六〇―二六一頁。
- (20) 交代寄合高木家(三家)においても、これまで勤めてきた間道要地守衛と川通御用の継統を主張し、これらの「地域に密着した特定の御用」を主張することで、同家の領地である多良・時郷における自らの存在意義と領主権を示そうとしたことが指摘されている。また、維新後の高木家では朝臣化に伴い高倉天皇との由緒を強調し、「高倉院廟所」の修復と警衛を願い出ている。しかしながら、結局は高倉院廟所の修復と警衛は認められず、伺いの上で参拝が許されたのみであった、前掲、石川寛「交代寄合高木家主従の明治維新」(『名古屋大学附属図書館研究年報』第八号、二〇〇九年)。
- 知久家においても、管見の限り尹良親王御陵の造営等などは確認できない。
- (21) 石井良助編『太政官日誌 第三卷』(東京堂出版、一九八〇年)、五六七頁。
- (22) 前掲、石井良助編『太政官日誌 第三卷』(東京堂出版、一九八〇年)、五六七頁。
- (23) 六〇五・B五・〇八「府限願何留」(東京都立公文書館所蔵)。
- (24) 前掲、六〇五・B五・〇八「府限願何留」(東京都立公文書館所蔵)。
- (25) 明治初年(同三七年(一九〇四))における知久家の動向について出来事ごとに記録している。筆者については、知久家への義捐金募集活動に対して「我等旧臣ノ義務」と記して活動に参加している事、当事者で無くては知り得ない情報を書き留めているなど、明治維新後も知久家家政との関わりをもった「旧臣」の一人と考えられる、知久家文書一四―二四「緊要記事」。
- (26) 知久家帰農の背景には、新政府帰農後に増大した借財により、家臣団を含めた士族としての「家」の経営が困難になった可能性が考えられる。明治三年六月、知久家は東京府に対して、借財金二九八〇両(「公務二致候分」金一八五〇両、「私用ニ属シ候分」金一一三〇両)の内、「公務借財之分」に対して「寛宥之御処置」を願い出ている。また、「是迄貯蓄ノ金穀ハ昨秋以来旧采地窮民之救助并家来扶助之為ニ悉ク分散シ尽シ、終ニ家財モ売却致シ、漸ク為取統置候」と述べている、前掲、六〇五・B五・〇八「府限願何留」(東京都立公文書館所蔵)。明治六年(一八七三)には、喬木村内神社の神職となっている、「喬木村誌 上巻」(喬木村誌刊行会、一九七九年)、三七六頁。
- (27) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。

- (28) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。
- (29) 知久家文書一四―二二「懇願書士族復籍願」。
- (30) 前掲、知久家文書一四―二二「懇願書士族復籍願」。
- (31) 瑛の生年および興入れ年については、知久家一六一―四「知久光子戸籍謄本(除籍)」。
- (32) 知久頼謙の父頼匡は水戸藩の別家常陸府中藩主松平播磨頼説の四男、祖父頼行は奥州守山藩主松平大宇頭頼亮の四男であり、いずれも婿養子である。
- (33) 知久家文書一四―二三「萬松頼温君御病氣中御見舞及御逝去諸務記」。明治二〇年(一八八七)五月に家督を継ぐも、二九歳で病没。
- (34) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。
- (35) 長谷川三友(半七)(一八三二―一八九五)は、阿島町で酒造業を営む。名望家にて篤学・篤行の士、多くの救貧事業をなし、寺小屋の師となつて育英に尽くす。(前掲「喬木村誌 上巻」(喬木村誌刊行会、一九七九年)、九八六―九八七頁)。また、知久家より「永代郷土格」・「村方教示役」・「老人扶持宛行」・「別宗門」・「町年寄」・「廻仕送り用達勤役中老人扶持」を与えられている、中曾根河野家文書五七三「苗字帯刀階級取扱名前書上帳」(個人蔵、豊丘村歴史民俗資料館保管)。
- (36) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。
- (37) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。
- (38) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。
- (39) 内訳は「三代以上之者」が三名、「同断(※三代以上之者)在所詰之者」が五七名、「式代以下同断(※在所詰)之者」が五一名と報告されている、六〇五、B五、〇二「諸向往復留」(東京都立公文書館所蔵)。
- (40) 後藤家文書「御懇願書案」(喬木村歴史民俗資料館)。史料番号は付されていない。
- (41) 河野頼尚家文書三六(個人蔵、豊丘村歴史民俗資料館保管)。
- (42) 知久頼謙より家中へ質素儉約の達が出された直後、明治二年(一八六九)三月頃と思われる時期の職制は次の通りである、①「庶務江雇士」(為手当二人分役金三十両ツ、)として矢澤嘯溪・水野淀之助、松澤多衛、②「会計江雇士」(役金拾両)・「月六度出殿可致」)として、片桐長九郎、③「執事」(総局関係之事)・「兵制之義月番二相携候事」として松永民衛・知久壮之進、④「公務局」(朝務之義一式月番ヲ立、老入ツ、)として、矢澤潤弥・大嶋熙八郎・西川嘉雄、⑤「公務局下役」(西京留守居半ヶ年替可相勤事)・「朝務之義一式関係之事」として、水野清人・佐久間

誘・後藤直人、「庶務局」(「民政之義地方吟味社會計方其外家知事之義一式、代官之義年番二而八月替り可相勤事」として、矢澤潤弥・大嶋熙八郎・西川嘉雄、⑥「庶務局下役」(「諸奉行事惣而關係」として、白子尚五郎・下平武平太・岡田男也・松澤弥太郎・原武男・小澤柳藏・白子熊助・稲葉儀三、「内知事」(「奥向惣關係之事」として、水野淀之助・小林雄城、⑦「内知事下役」(「但し執事書記束る」・「代官賄方・普請方・竹木方・用水奉行廃止、家知事下役二而取扱申付候事」として、深谷忠雄・市瀬操一郎、が任命されている。なお、「物頭席得昇身宛行条目之通二而自□携一盃可相勤事」として知久壯之進が、「九石高用人席江昇身申付候」として西川嘉雄、が昇進している、前掲、河野頼尚家文書三六(個人蔵、豊丘村歴史民俗資料館保管)。また、明治二年二月の禄制改革直後に示されたと思われる職制は、①「去辰年迄未進取立方并恩貯御配当」として松永民衛・知久壯三・西川嘉雄(主役)・白子尚五郎(主役)、大島熙八郎・松澤権四郎・岡田男也(附屬)・松澤弥太郎(附屬)、②「會計惣括并御借財御切払方」として、松永民衛・知久壯三、「金銭出納懸り」に矢澤潤弥(主役)・大島熙八郎(主役)、「右評議向一益關係」(詳細不明)として、西川嘉雄・片桐長九郎・水野淀之助・松澤権四郎・深谷忠雄(附屬)・市瀬操一郎(附屬)、③「公用并諸書類并御三家御打合向」として、松永民衛・知久壯三・西川嘉雄(主役)・矢澤嘯溪(主役)・佐久間誘(附屬)・後藤直人(附屬)・虎岩省三(附屬)、④「御邸御払之器械取調并御林敷御作」(記載なしカ)、⑤「□并御減高二付御暮方御取締向惣括」として、松永民衛・知久壯三、⑥「御表器械取調兼御建家取調」として、矢澤潤弥(主役)・大島熙八郎(主役)・西川嘉雄(主役)・水野淀之助(主役)・佐久間誘(附屬)・後藤直人(附屬)・下平武平太(附屬)・小沢宗吉(下附屬)、⑦「御奥向御道具取調」として、水野淀之助(主役)・小林雄成(主役)・深谷忠雄(附屬)・市瀬操一郎(附屬)・市瀬惣平(下附屬)、⑧「御林御敷御作□地取調掛り」として、「水野淀之助」(主役)・大島熙八郎(主役)・西川嘉雄(主役)・梶岩直作(附屬)・久保田文八(下附屬)、⑨「御減方御暮し方同断(※取調掛りカ)」として、矢澤嘯溪・水野淀之助、「右評議向一盃關係」(詳細不明)として、片桐長九郎・松澤権四郎、とある(上記の職務の他に「従前之主役向者惣而是迄之通管轄之事」とある)、後藤家文書「太政官御布告并二御家中二御達書写」(喬木村歴史民俗資料館所蔵)、史料番号は付されていない。

(43) 前掲、石井良助編『太政官日誌 第三卷』(東京堂出版、一九八〇年)、五六七頁。

(44) 前掲、後藤家文書「御懇願書案」(喬木村歴史民俗資料館所蔵)。

(45) 後藤家文書「副申書・族籍訂正願」(喬木村歴史民俗資料館所蔵)、史料番号は付されていない。交代寄合高木家では、朝廷扶持を頂戴した者、暇を願い出た者、家臣として残った者に分かれる。そして、朝廷扶持を受けずに家中に残った者に対しては高木家の家禄の中から扶持が与えられる形で主従関係が継続され、俸禄を伴う主従関係は明治一三年(一八八〇)まで継続された(前掲、石川寛「交代寄合高木家主従の明治維新」(『名古屋』

大学附属図書館研究年報」第八号、二〇〇九年)。一方、知久家は明治五年(一八七二)正月には帰農しており、俸禄を伴う主従関係は比較的早い段階で解消されていたようである。

(46) なお、知久頼謙は自らが亡くなる約二ヶ月前の明治三〇年(一八九七)三月、旧臣たちによる長野県知事高崎親章宛の士族籍への編入願いに「別紙旧臣等ヨリ出願致シ候事実聊カ相違無之、何卒出格之以御詮議願意御採用被下置度」と「副申書」を添えている。結果的に、「願之趣聞届ケ難シ」と却下されている、前掲、後藤家文書「副申書・族籍訂正願」(喬木村歴史民俗資料館所蔵)、史料番号は付されていない。

(47) 知久家文書三九一五「貸借契約書」(大正五年)。当時の管理人は後藤直人。

(48) 知久家文書三九一二七「知久家会計簿」(明治四五〜大正一五年／取扱人下平虎一)、同家文書三九一二二「知久家会計取扱報告」(大正一三年／取扱者後藤卓彌)など。

(49) 知久頼謙・頼温死後、同家の財産管理は旧臣たちが行っていたと考えられる。婿養子として知久家当主となった峯四郎は、自身の日記に「此時ニ至リテ不肖来リテ此家ノ主トナル、然リト雖モ不学短才ニシテ如何トモナス能ワズ、況ンヤ公務ニ身ヲ委ネ、遠ク数十里ヲ距テ、種々ノ境遇ハ吾意ヲ□スニ足ラズ、第一ニ家族ヲ扶養ヲモ完スル能ワズ、或ハ東京ニ或ハ諏訪ニ或ハ松本ニ分住スルノ止ムナキニ至ラシメ、墓基、^(五)基ヨリ祖先ノ祭事、土地、家屋修理、見廻等ニ至ルマデ一切万事ハ之ヲ旧臣諸君ニ委ネ、敢テ顧ミサルモノ」(明治四四年(一九一一)八月二三日条)と記し、自身が教員として各地を転々としていた都合上、喬木村にある知久家財産を管理(委嘱)していた様子が窺える。知久家文書一五一一七「雜要録」(明治四三年(一九一〇)一二月〜大正一〇年(一九二二)五月四日までの知久峯四郎の日記であり、計七冊を数える)。もちろん、知久峯四郎と旧臣との関わりが常に順風満帆であったわけではない。例えば、「去年ハ旧臣共勝手ニ祭典ヲ行ヒ、且当家ノ金ヲ支出シタルモノナリ」(明治四四年(一九一一)八月二三日条、前掲、知久家文書一五一一七「雜要録」と、知久家財産の管理をめぐる旧臣との対立する事もあったようであり、こうした一件等を通して次第に知久家財産管理の在り方が確立していったと思われる。旧臣による知久家財産管理の実態については、今後の課題としたい。なお、推測の域を出ないが、喬木村不在を続けざるを得ないという教員としての事情が、「如何に知久家当主としての責務を果たすべきか」という思いを強くさせ、大正期において峯四郎を積極的な知久氏研究に向かわせたものとも考えられる。

(50) 豊丘村誌編纂委員会編『豊丘村誌 上巻』(豊丘村誌刊行会、一九七五年)、一七二頁。なお、本史料の作成年代は「辰正月二日」(＝慶応四年(一八六八)正月二日)とあるが、それでは鳥羽伏見の戦い以前の出来事となってしまう上に、「昨春早々上京勤王の赤心申立」、「此度御改正ニ依テ東京定府」など、明らかに明治元年(一八六七)一〇月の東京定府命令以降の史料と考えられる。

- (51) 知久家の知行所運営の在り方や同家の御家騒動「阿島御一条」に関する動向については、別稿を期したい。なお、「阿島御一条」の経過については、前掲、豊丘村誌編纂委員会編『豊丘村誌 上巻』（豊丘村誌刊行会、一九七五年）、四一三―四二九頁参照。
- (52) 片桐長九郎（一八一―一八八〇）は、信濃国下伊那郡河野村片桐久治郎の長男に生まれる。諱を致真と称し、松庵または三省と号した。知久家の用人となり、士分をもって待遇せられた。嘉永三年（一八五三）、京都に出て漢籍漢詩を梁川星巖に学ぶなど、「知久領下においては時局の指導者の立場」にあった、前掲、豊丘村誌編纂委員会編『豊丘村誌 上巻』（豊丘村誌刊行会、一九七五年）、七二―八頁。なお、片桐家の屋号は「松屋」、河野村文書一四五「乍恐以書附御届奉申上候（村内捨子有之御届につき）」（筆者所蔵）。
- (53) 前掲、知久家文書一四―二三「萬松頼温君御逝去諸務記」。
- (54) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。
- (55) 知久家文書一四―二八「知久家碑銘建築義捐金出納簿」、同一四―四〇「知久家再興義捐米金領取簿」。
- (56) 明治二六年（一八九三）、旧臣矢沢潤弥が知久家恢復を目的としたとみられる講を發起する、「毎年ノ出納ノ多少ノ剰余アルノ見込アレハ之レヲ貯蓄シテ、後年非常ノ用途ニ備ヘント欲スル、折柄幸ニ今回矢澤氏ノ發起セシ三百円講ノ半口ヲ懸立ツル事ヲ約ス、此講ハ此年八月ヲ初会トシ年内二回トシ、三十六年八月ニ至ツテ終ルモノナリ」、前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。
- (57) 知久家文書三八―三三「知久氏恢復建碑顛末」。なお、明治二九年（一八九六）九月一六日には「義侠者四十余名」が招待され、建碑式が行われた。当日は、まず旧臣松澤弥太郎により碑文が朗読され、同西川嘉雄により建碑の趣旨が述べられた。その後、同じく旧臣山口機三が来賓の祝意に對して答辭を述べて式は終了する。式終了後は来賓に酒饗を饗し、「阿島未曾有ノ盛会ニシテ賓主各歡ヲ尽シ日没ニ及ンテ散会」した。なお、建碑の意義については次のように述べられている。すなわち、「維新ノ後知久氏家計ヲ謬リ、為ニ所有ノ財産ヲ蕩尽シ、見ルニ忍ヒサルノ悲境ニ陥レリ、而シテ我輩モ亦等シク窮迫シテ志シ旧主家ノ恢復ニ存スト雖モ然レトモ微力ノ能ク及フ所ニ非ス、特ク旧領地有志ノ力ニ頼ルノ外道ナキカ故ニ、明治二十五年以來屢奔走シテ、其資産ヲ備ヘンコトヲ勧誘シ、同二十九年ニ及ンテ遂ニ其局ヲ結ビタリ、先是前約ヲ履ミ紀念碑ノ建設ヲ企画スレトモ而モ適當ノ地ヲ得ル能ハス、然ルニ従来鎮坐セシ西宮社ハ維新以降四圍開拓ニ就キ神威ヲ潰スノ懼レアルトキハ之ヲ小平ニ遷シ、傍ハラニ公園ヲ設ケ園内ニ碑ヲ建コトヲ議シ、同二十六年八月工ヲ起シ、本年九月ニ至ルテ工ヲ竣レリ、抑モ建碑ニ三ツノ意義アリ、其一ハ知久氏名ヲ稱アリ、而シテ今人其隆替興亡ヲ知ラス、是碑即チ其概要ヲ掲ク、其二ハ恢復ヲ助クル義侠者ノ姓名ヲ碑陰ニ勒スルモノハ知久氏ノ子孫ヲシテ永ク其徳ヲ知ラシムルナリ、其三碑陰ノ金穀ハ知久氏永続ノ資本ニシテ繼紹者ノ私スルモノニ非ス、碑石ト共ニ是レヲ不朽ニ保存スルヲ要スルナリ、我輩ノ素志遂ニ成リ、

其費用及姓名ヲ左ニ列記シ、以将来ニ貽スト云、前掲、知久家文書三八―三三「知久氏恢復建碑願末」。

(58) 知久家文書三八―二六「知久家再興義捐金數人名簿」。

(59) 知久家文書一四―三六「頼謙君御病氣及御逝去諸務記」。また、知久家文書には、葬儀に際して読まれたと思われる弔問文が残っている。すなわち、「維時明治三十年五月廿一日、旧主頼謙尊君ノ遺骸ヲ葬ムルニ臨ミ追慕哀悼ノ情禁スル能ハス、謹ミ愚哀ヲ陳シ以テ尊靈ニ告ク、抑々吉凶禍福ノ人身ニ加ハルヤ人事ニ因ルヘシト雖モ、而モ亦天運時勢ノ然ラシムルモノアリ、尊君天資英武弓馬鎗劍ノ蘊奥ヲ極メ略越後ノ兵学ニ通ス、而シテ外交ノ開クルニ及ンテ兵制一變習得ノ武術復タ用ユルノ地ナリ、多年ノ勤勉水泡ニ属セリ、維新ノ後ニ至テハ悲運頻リニ倒リ、或るハ事業其目的ヲ失ヒ、或ハ嗣子ノ夭折ニ遭ヒ不幸ノ極、一家十人都鄙二分離シ身ヲ屈シテ以テ生業ヲ営ムニ至ル、天ノ凶禍ヲ降ス、真ニ愚ムヘキナリ、於是乎義侠ノ人々慨歎憤励恢復ノ資産ヲ献スルアリテ、為メニ一家団欒ノ福ヲ享クル、將ニ数年ヲ出テサラントス、然ルニ病ノ為メニ天寿ノ命ヲ保ツ能ハス、忽焉トシテ此悲運ノ中ニ没ス、嗚呼悲哉、然リト雖モ凡ソ屈伸消長ハ天理ノ定数ニシテ尊君ノ京地ニ屈セルハ将来伸長ヲ成スノ端緒ニシテ、義者ノ助けアツテ恢復ノ効ヲ奏スル数年ヲ待タサルナリ、旧臣等謹ンテ□思ヲ述ヘ以テ尊靈ニ「クハ瞑セヨ」、知久家文書三八―三四「旧主の追悼文(弔辞)」。

(60) 知久家文書一五―三「鍔子刀自御逝去御賻并御悔受簿」および同文書一五―四「故知久鍔子葬儀覚書」。また、瑛の葬儀の際に読まれた弔辞の下書きと思われる文書が現存している、知久家文書(第二次寄贈)六二「知久てる子殿弔辞」。なお、東長寺には震災や戦災によるものだろうか、管見の限り知久頼謙・瑛夫妻の墓地は現存しない。

(61) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。知久みつの後見人は喬木村在住の旧臣山口機三、知久家文書一四―三三「知久家家禄不足額給与願婦農願書写」。

(62) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。

(63) 知久光子が小笠原家へ預けられる際には旧臣矢澤潤弥が御供をしている、前掲、知久家文書一四―二三「萬松頼温君御逝去諸務記」。

(64) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。

(65) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。

(66) 知久家文書一四―三九「知久みつ出京修行中の費用について」。

(67) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。

- (68) 前掲、知久家文書一四―二四「緊要記事」。
- (69) (一八四九?)。元治元年正月(一八六四)、知久頼謙家の譜代家臣として用人席へ出勤し、番頭役および「浪合御関門警衛交代勤務」を申しつけられる。明治元年(一八六八)、知久家公議人として伊那県へ勤務。同二年(一八六九)二月、京都詰公儀人をつとめる。同年四月、家禄奉還帰農。同五年(一八七二)、阿島村嚶小学校教員勤務。同七年(一八七四)六月、筑摩県師範講習所において下等小学師範学科卒業、下伊那郡小川村洗心小学校在勤五等訓導を申しつけられる。同八年(一八七五)七月、上伊那郡飯島村田切小学校在勤。同十二年(一八七九)八月、下伊那郡喬木村阿島小学校教員。同十三年(一八八〇)九月、阿島小学校校務委員。同十二年(一八八九)四月、下伊那郡喬木村戸長役場筆生。同十五年(一八九二)九月、長野県皇典講究所へ入学し、同年十二月には同所副総裁久我建通より七等司業の学階を授けられる。同十六年(一八九三)一月には下伊那郡喬木村阿島村八幡社祠掌、同年二月には同村伊久間村社諏訪社祠掌が許可される。同十八年(一八九五)三月、兼補下伊那郡喬木村字神山山村大和社社掌。同年八月、兼補同村広見村社諏訪社社掌。同年一〇月、下伊那郡議員に当選。同十九年(一八九六)三月、礼典令委員を囑託される。同三十三年(一九〇〇)七月、下伊那郡神職會議支所幹事に当選。同年同月、長野県神職會議所補充議員に当選。同年九月、兼補下伊那郡神稲村社伴野神社社掌。同三十四年(一九〇一)一月、兼補同村字小野山無格社小野神社社掌。同年九月、兼補下伊那郡喬木村字鬼ヶ城無格社鬼ヶ城社社掌。同三十五年(一九〇二)二月、下伊那郡神職會議所委員に再選。同三十七年(一九〇四)六月、下伊那郡神職會議所副長。同三十九年(一九〇六)六月、兼補下伊那郡河野村字大□諏訪社社掌。同年八月、六等司業を授けられる、後藤家文書「履歷書(後藤直人)」「喬木村歴史民俗資料館所蔵」、史料番号は付されていない。
- (70) 知久家文書一四―五九「知久峯四郎身分明細書」。
- (71) 前掲、知久家文書三八―三三「知久氏恢復建碑顛末」。
- (72) 住友陽文「史蹟顕彰運動に関する一考察」(『日本史研究』第三五一号、一九九一年)、齋藤智志「史蹟保存事業前史」(『近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム』(法政大学出版局、二〇一五年))。
- (73) 例えば、峯四郎の日記には、「名勝史蹟保存の件に関し、長野県庁内佐藤理事官、下伊那郡役所大平伊久弥氏、郷里阿島後藤直人、西川五郎氏へ封書を差出し、神の峯、南朝勤王の事蹟保存のことを依頼す」(大正八年(一九一九)七月三日条)とある、前掲、知久家文書一五―一七「雑要録」。
- (74) 【史料二二―一】・【史料二二―二】ともに、知久家文書二五―一「自大正二年二月発起人賛成員仮名簿」。なお、明治四〇(一九〇七)年には「神峰城保存会」(構成員は旧臣)により、知久家の居城であった神之峰城の保存・建碑活動が行われている、知久家文書一四―四九「神峰城跡保存会注

意書」、同一四一五〇「神峰城跡保存碑彫刻頭末」。

(75) 知久家文書一五一―「自大正二年二月発起人賛成員仮名簿」。

(76) 知久家文書三九―四「三上参次よりの返信」。なお、三上参次については東京帝国大学教授や史料編纂所編纂官を務める一方で、各地の民間史蹟保存事業を支援していたことが知られ、学術的な誤りは糺しつつも、史蹟の「由緒的価値」（史蹟に関わるとされた歴史上の事績や偉人の由緒に見いだされる価値）の顕彰によって風教に資するべきとの史蹟保存論を持っていたとされる、齋藤智志「三上参次の史蹟保存論」『近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム』（法政大学出版社、二〇一五年）。

(77) 知久家文書一五一―四「諸名士芳名録」。

(78) 知久家文書一五一―五「北葛飾郡知久家訪問記」。

(79) 前掲、知久家文書一五一―四「諸名士芳名録」。

(80) 知久家文書三九―一五「知久家旧臣家系」。

(81) 生年は前掲、知久家一六―四「知久光子戸籍謄本（除籍）」。没年は、市村文庫三一―二七四―三「知久氏史料」（下伊那教育会教育参考館所蔵）を参照した。「南峯学人」（「南峯生」とも）と称し、知久家の研究を熱心に行っている、知久家文書三九―一〇「知久家史料」。なお、この市村文庫「知久氏史料」には下伊那の郷土史家・市村威人が昭和三七年（一九六二）一二月に調査のために知久家邸宅を訪れた際に撮影したと思われる「知久美津（光子）」の写真が現存する（旧臣や使用人の姿の確認できる）。

(82) 知久家三九―七「信濃三代記」。

(83) 知久家文書三九―一二「修補諏訪氏系図生・続」。

(84) 知久家文書三九―一〇「知久家史料」。計四冊。

(85) 知久峯四郎三九―三「尹良親王御生母之事」。

(86) 前掲、知久家文書三九―一〇「知久家史料」。

(87) 前掲、知久家三九―七「信濃三代記」。なお、峯四郎は度々東京帝国大学史料編纂所に訪れて三上参次へ古文書を貸すなどしている（明治四五年（一九一三）四月四日条など）、前掲、知久家文書一五一―一七「雑要録」。

(88) 知久家文書三九―一一「御調査を願度重ナル項目（三上参次氏宛）」。

(89) 大正四年(一九一五)には、「我祖先左衛門尉敦貞、宗良・尹良両親王ニ仕へて南朝ノ忠臣タリ、ソレニ対シテ御贈位ノ候補ニ入り長野県知事ヨリ上申、内務省ヨリハ内閣ニ申達シアル由ナルガ如何御内定アリシカ不知レトモ、叙爵・叙勲・恩赦等ノ恩典ハ明日ノ御大典当日□□テ御発表相成ル用ニ承ハリ居ル□、以テ是非共我先祖ノタメ知久家ノタメ、将又国家ノタメ御贈位アラシコトヲ禱ル」(大正四年(一九一五)一月九日条)とあるが、その二日後に発表された官報号外には知久敦貞の名前は無く「嗚呼淳貞ノ忠節ハ未ダ世ニ認メアル」至ラザルカ、尹良親王ニ関スル史実ノ分明セザルニ依レルモノナリカ、嗚呼又来シ春ノ□ニ待ノミ」(同年一月一日条)とある。知久家保存会の活動が知久敦貞の歴史的事実の検討に向けられた背景には、こうした贈位洩れの一件があつた事が考えられる。いずれも史料の出自は、前掲、知久家文書一五一一七「雑要録」。また、大正七年(一九一八)九月には、長野県知事官房から下伊那郡長に対して「知久家歴代叙位ノ件」として、知久敦貞を始めとした歴代知久家当主の叙位状況(叙位年月日・位階・名)について照会が行われている、知久家文書三九一二〇「知久家叙位調査ノ件」。大正七年(一九一八)一月一日の峯四郎の日記には、「今上陛下大典に際し我先祖知久敦貞に対し御贈位の恩典に浴すべき筈なりしを、何か故障ありしか終に其撰に漏れしは千秋の遺憾なりし、然るに長野県庁特に佐藤学務課長を初めとして諸有志は是非其初志を貫徹せしめんとて尽□せられ居たるか、今回東西の野に於て行はせらる、陸軍大演習行幸の節にこの目的を達せんと企て居らる、由、改めて知事官房□事より下伊那郡役所へ対し知久敦貞御贈位の取調方を命ぜられたる由にて旧喬木村長大平伊久弥□□現今下伊那役所在勤の仁より申越あり。直に取調に着手す」(前掲、知久家文書一五一一七「雑要録」とある。

(90) 前掲、知久家文書一五一一七「雑要録」。

(91) 史料的制約により詳細は不明であるが、大正一三年(一九二四)四月十八日には、阿島知久家「初代中興則直公三百年忌大法会」が潤静寺で行われたようである。喬木村歴史民俗資料館には、大法会の際に撮影された写真が現存している、知久家文書一五一一三「知久則直公三百年忌大法会」。

【付記】

本稿の執筆にあたっては、本学史学科学生有志からなる「河野村研究会」(会員…荒井亜友佳・内田正猛・黒田拳太・嶋田美穂・内藤佐和子・藤谷瑠奈・堀木実穂・松澤元紀)が実施する活動(信濃国下伊那郡河野村文書の整理、現地調査など)を通じて多くの知見を得た。また、史料の閲覧にあたっては、個人蔵文書所蔵者、喬木村歴史民俗資料館、豊丘村歴史民俗資料館、豊丘村教育委員会、下伊那教育会教育参考館、東京都立公文書館の方々が大変お世話になった。末筆ながら記して感謝申し上げたい。

(二〇一六年十一月二日受理、二〇一六年十一月九日採択)